

福島県商工信用組合の現況

令和7年度



福島県商工信用組合

ごあいさつ

平素からの格別のご愛顧に心から厚く御礼申し上げます。

令和7年度の国内経済は、緩やかな回復基調を維持する一方で、物価上昇の継続や金融政策の転換、為替動向の変動等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いた1年となりました。加えて、国際情勢の緊迫化や地政学的リスクの高まりを背景とした資源価格の変動やサプライチェーンの再構築の動きなど、経済環境は大きく変化しております。

また、地域経済におきましては、人口減少及び高齢化の進展に伴う後継者問題や人手不足といった構造的課題に加え、原材料価格やエネルギーコストの高止まり等により、引き続き厳しい経営環境にあります。

このような環境のもと、当組合といたしましては、お取引先の実情に即したきめ細やかな対応に努め、資金繰り支援としての返済条件の見直しや新規融資への対応など、事業者や個人の皆さまの実情に応じた対応を積極的に行ってまいりました。

また、当組合において過去に発生した不祥事件への対応につきましては、現在も引き続き適切な対応と再発防止に取り組んでおります。東北財務局より令和7年3月7日付で業務改善命令を受け、同年4月7日に業務改善計画書を提出し、その後は四半期ごとにその進捗状況を取りまとめ、当組合ホームページにおいて公表しております。

組合員の皆さまならびに地域の皆さまには、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

これまで、業務改善計画に基づき、内部管理態勢及び法令等遵守態勢の強化、ガバナンスの見直し、不祥事件に係る事実関係の整理及び経営責任の所在の明確化等に取り組んでまいりましたが、なお改善の途上にあるものと認識しております。

今後におきましては、これまでの取組みの実効性を丁寧に検証し、さらなる改善の徹底を図るとともに、必要に応じた調査を継続し、再発防止策の一層の強化に努めてまいります。また、業務改善計画の着実な履行と、より分かりやすく透明性の高い情報開示に努めてまいります。これらの取組を通じ、信頼回復に向けて、役職員一同が一丸となり、誠実に対応してまいります。

令和7年度の実績につきましては、将来に向けた財務の健全性確保をより重視する観点から、貸倒引当金の算定基準の見直しを行い、その結果として引当金の積み増しを実施いたしました。加えて、金利上昇局面における有価証券の価格変動リスクへの対応として、一部有価証券の売却を行った結果、当期において損失を計上することとなりました。これらは、将来の経営基盤の安定化を見据えた対応ではございますが、結果として損失計上となりましたことについては、大変重く受け止めております。また、この結果を踏まえ、関係法令に基づき当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら見送ることいたしました。組合員の皆さまにはご期待に沿えず申し訳ありませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当組合は今後も「相互扶助」の理念の下、本来業務である預金と貸出業務、そして訪問渉外活動を更に強化し、地域の皆さまのご意見ご要望をお聞きし、お客さまと一緒に考え、地域の成長発展に全力を尽くしてまいります。

引き続き変らぬご愛顧とご支援をお願い申し上げます。

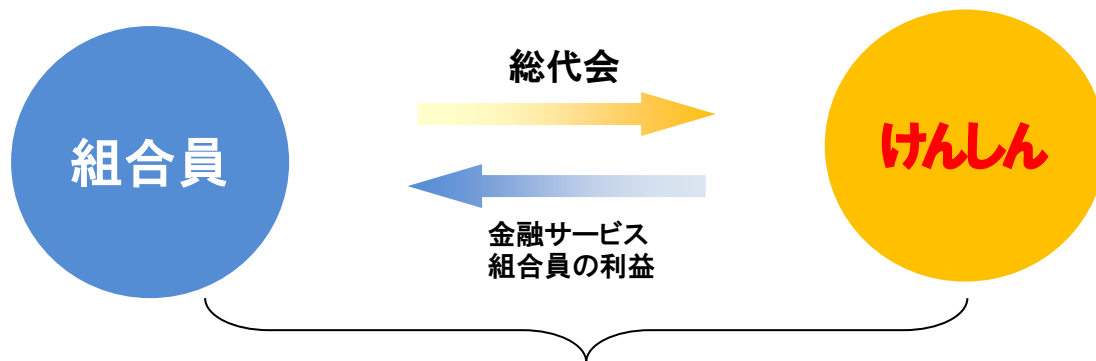
令和8年7月 福島県商工信用組合 理事長 須佐真子

けんしんの概要

福島県商工信用組合(けんしん)は、昭和29年8月17日に、県内の中小企業者・勤労者等の相互扶助を目的とした中小企業専門の金融機関として設立され、福島県郡山市に本店を置き同年10月1日に業務を開始した協同組織金融機関です。営業地域が福島県中通り地方に限定された地域信用組合として地域の経済発展とともに、着実に業績を積み重ね、業容を拡大してまいりました。

けんしんは地域信用組合の原点である地域とのつながり、相互扶助の精神である人とのつながりを第一に考え、協同組織金融機関としての理念の下に組合員の経済的地位の向上に努めるとともに、地域経済の発展に尽力してまいります。

信用組合は、相互扶助の精神に基づき、組合員一人ひとりが預金し合い、必要なときに融資を受けることができる金融機関です。利益を追求することを目的とした金融機関ではなく、組合員の皆さまの発展に貢献することを目的とした金融機関です。信用組合の最高意思決定機関は「総代会」です。けんしんは、組合員(お客様)の利益を第一に考えた経営を行っています。



「組合員＝お客様」の利益

けんしんについて (令和8年3月31日現在)

●名称	福島県商工信用組合 (金融機関コード:2090)	
●本店所在地	〒963-8877 福島県郡山市堂前町7番7号 Tel.024-991-1000(代表)	
●創業	昭和29年10月1日	●営業エリア 福島県中通り地方
●店舗数	16店舗	郡山市・須賀川市・白河市・二本松市・福島市・田村市・伊達市・本宮市・安達郡・岩瀬郡・西白河郡・石川郡・田村郡・東白川郡・伊達郡
●職員数	180名	
●組合員数	43,219名	●預貸率(末残) 71.38%
●出資金額	5,023百万円	●員外預金比率 5.27%
●預金残高	173,938百万円	●不良債権比率 4.98%
●貸出金残高	124,168百万円	●自己資本比率 6.60%

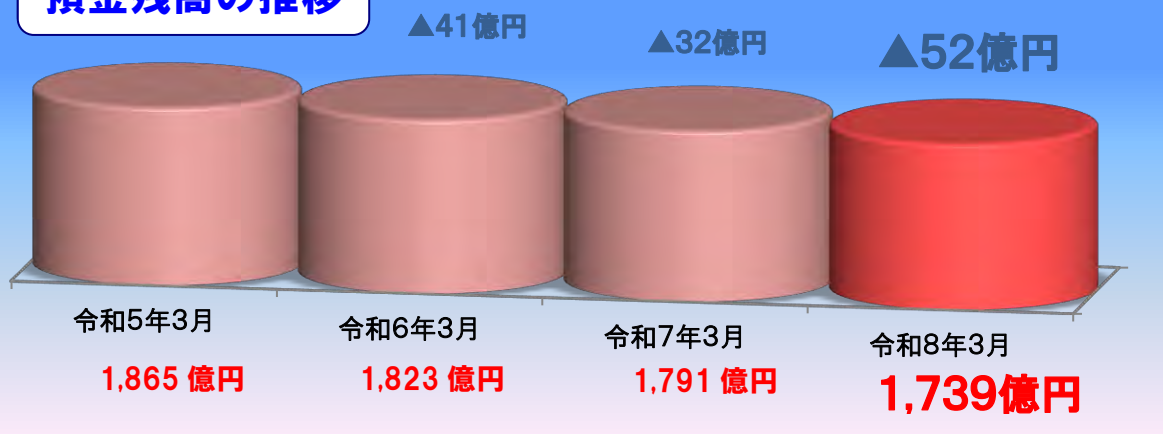
令和7年度の業績

預金残高は**1,739億円**（個人預金が減少し、**52億円減少**）

預金については、定期預金や定期積金、年金を中心とした地域密着の営業活動を行いました。地方公共団体預金は増加しましたが、個人の定期性預金が大きく減少しました。

令和7年度末の預金残高は1,739億38百万円、前期比52億43百万円の減少、減少率2.9%となりました。

預金残高の推移

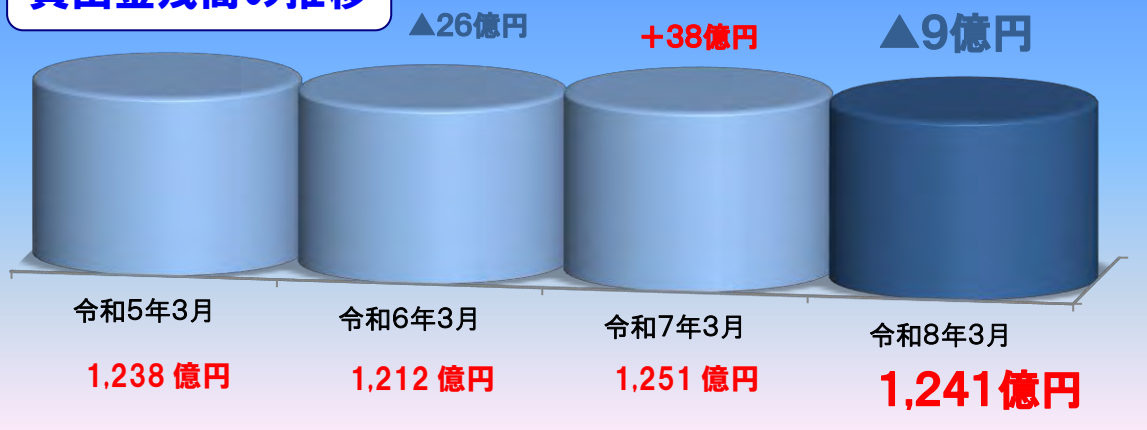


貸出金残高は**1,241億円**（地公体貸出の減少により、**9億円減少**）

貸出金については、地域の事業者の皆さまに対し、国や県の制度資金や信用保証協会との連携による融資を中心に、積極的に対応してまいりました。法人向けなどの事業性融資は増加しましたが、地方公共団体向け貸出が減少したことなどにより、貸出金残高は減少しております。

令和7年度末の貸出金残高は1,241億68百万円、前期比9億41百万円の減少、減少率0.7%となりました。

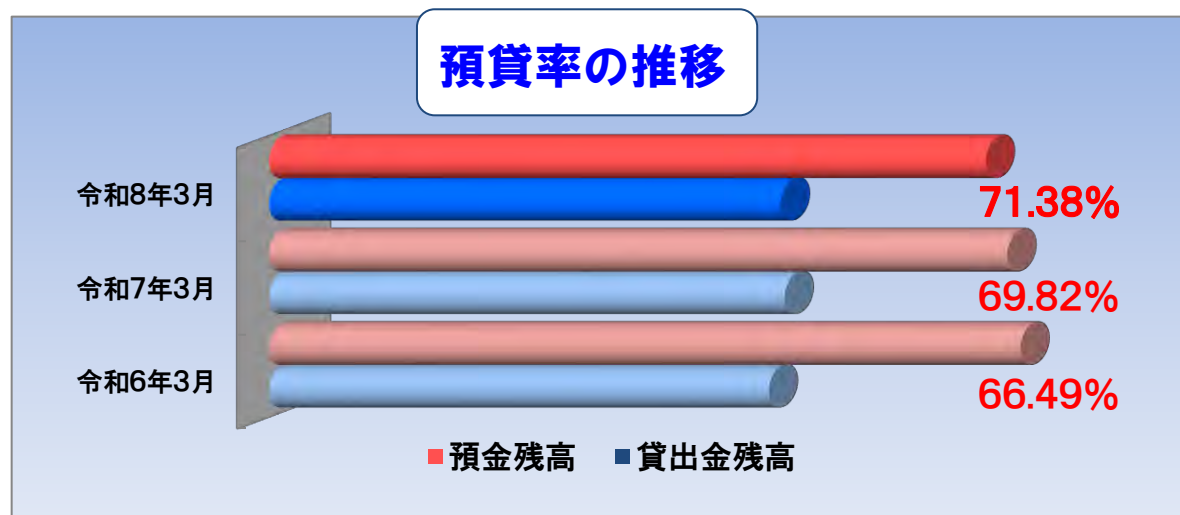
貸出金残高の推移



令和7年度の業績

預貸率は**71.38%**(前年度対比**1.56ポイント**上昇)

けんしんは、皆さまからお預かりした預金を貸出金として地域に還流させることが最大の地域貢献であると考えています。令和7年度末の預金に対する貸出金の割合「預貸率」は、前年度対比1.56ポイント上昇し、71.38%となりました。



経常損失は**14億91百万円**、当期純損失は**14億37百万円**

令和7年度は金融機関の本業での利益を示すコア業務純益は2億86百万円の計上となりましたが、基準見直しに伴う貸倒引当金繰入額の増加と、一部有価証券の売却を行ったことなどが要因となり、大きな額の損失を計上することとなりました。令和7年度は経常損失14億91百万円、当期純損失14億37百万円の赤字決算となりました。

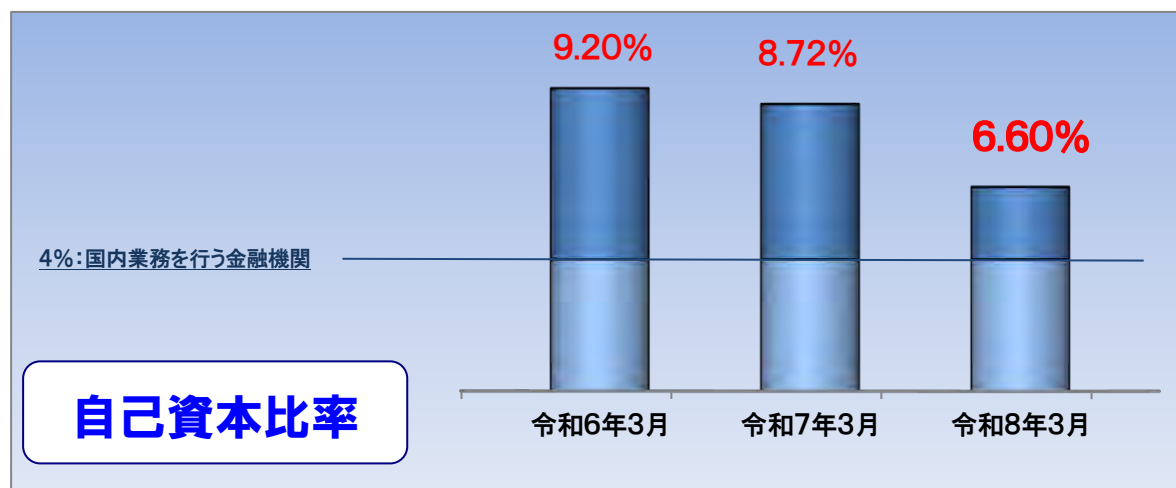
	令和6年度	令和7年度
コア業務純益 (金融機関本業での利益)	337百万円	286百万円
経常利益(損失)	191百万円	△1,491百万円
当期純利益(損失)	241百万円	△1,437百万円

令和7年度の業績

自己資本比率は**6.60%**(前年度対比**2.12ポイント**低下)

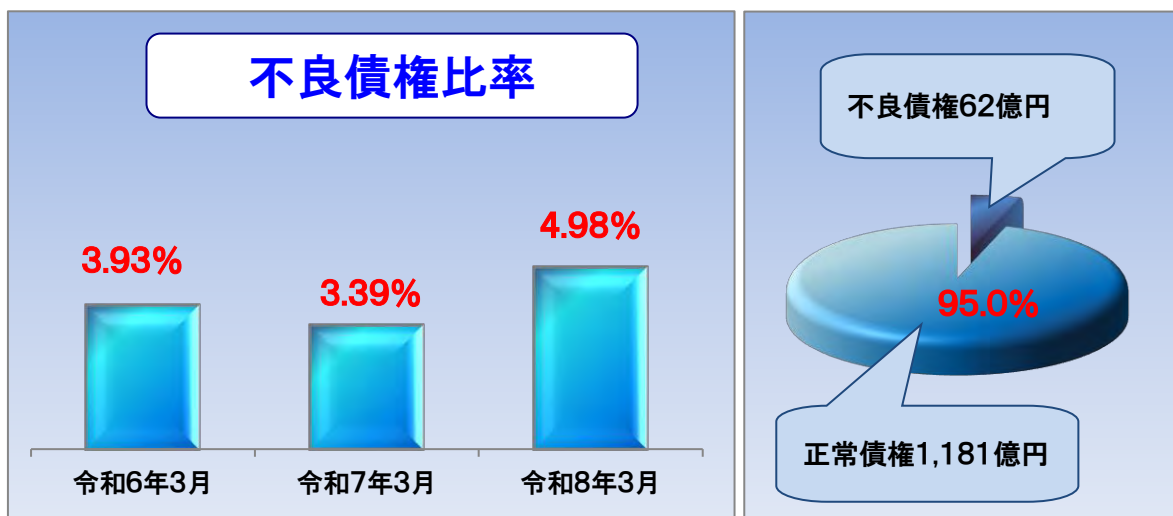
金融機関の健全性を表す自己資本比率は、準備金や積立金の取り崩しなどにより、前年度と比べ2.12ポイント低下し、6.60%となりました。

けんしんの自己資本比率は国内基準(4%)を上回っています。



不良債権比率は**4.98%**(前年度対比**1.59ポイント**上昇)

金融再生法開示債権における不良債権比率(総与信残高に占める不良債権の割合)は、基準の見直しにより、1.59ポイント上昇し4.98%となりました。



主要な事業

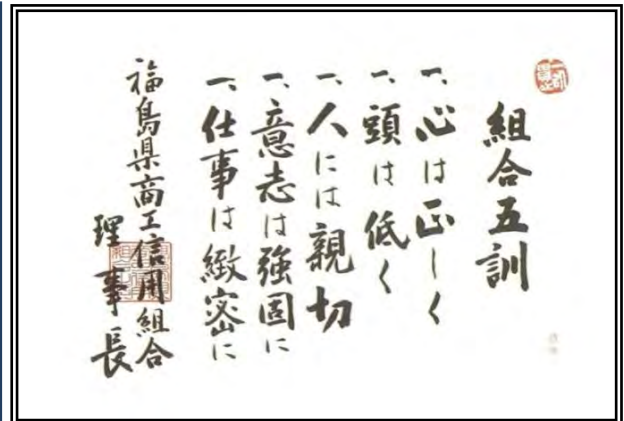
経営理念

当組合は、協同組織金融機関として「相互扶助」の理念の下、信用組合の原点である地域とのつながり、人とのつながりを第一に考え、組合員の経済的地位の向上を図るとともに、金融事業を通じて地域経済の発展に努めます。

事業方針

健全な経営を維持して、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るため地区内の小規模の事業者、勤労者などによる協同組織により、組合員に必要な金融事業を行うことを目的とし、豊かな暮らしづくりに貢献して、地域の皆さまから必要とされる金融機関を目指します。

そのためにも、職員の働きがいのある職場づくりを促進します。



事業内容

- A. 預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。譲渡性預金は取り扱っておりません。
- B. 貸出業務
 - イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
 - ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
- C. 商品有価証券投資業務
取り扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務
振込及び代金取立等を取り扱っております。
- F. 外国為替業務
取り扱っておりません。
- G. 社債受託及び登録業務
取り扱っておりません。
- H. デリバティブ取引等の受託等業務
取り扱っておりません。
- I. 附帯業務
 - イ) 債務の保証業務
 - ロ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 - (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
 - ハ) 地方公共団体の公金取扱業務
 - ニ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 - ホ) 損害保険及び生命保険の代理店業務

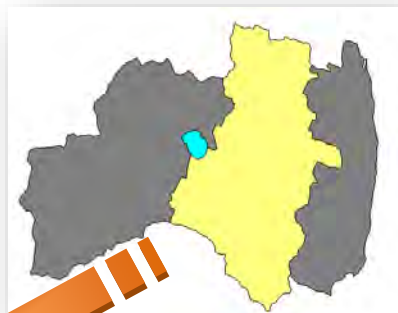
営業地域・店舗ネットワーク

営業地域

郡山市・須賀川市・白河市・二本松市・福島市・田村市・伊達市・
本宮市・安達郡・岩瀬郡・西白河郡・石川郡・田村郡・東白川郡・
伊達郡

店舗ネットワーク

福島県内16店舗のネットワークです。
(令和8年7月31日現在)



南福島支店

〒960-8151
福島市太平寺字町の内3番1
Tel.024-544-2318

二本松支店

〒964-0906
二本松市若宮1丁目350番地
Tel.0243-22-3511

本宮支店

〒969-1126
本宮市本宮字馬場27番地9
Tel.0243-34-2156

須賀川支店

石川支店

〒962-0842
須賀川市宮先町94番地
Tel.0248-75-4115(須賀川支店)
Tel.0247-26-2325(石川支店)

松川支店

〒960-1241
福島市松川町字鼓ヶ岡34番地の1
Tel.024-567-2349

常葉支店

〒963-4602
田村市常葉町常葉字中町60番地1
Tel.0247-77-2240

鏡石支店

〒969-0401
岩瀬郡鏡石町不時沼226番地
Tel.0248-62-3335

白河支店

〒961-0951
白河市字中町19番地3
Tel.0248-22-1235



郡山市内店舗

本部	〒963-8877	郡山市堂前町7番7号	Tel.024-991-1000
本店営業部	〒963-8877	郡山市堂前町7番7号	Tel.024-991-1840
朝日支店	〒963-8877	郡山市堂前町7番7号	Tel.024-938-7200
桜通支店	〒963-8015	郡山市細沼町10番11号	Tel.024-932-1702
安積支店	〒963-0107	郡山市安積2丁目160番地	Tel.024-945-0691
富久山支店	〒963-8071	郡山市富久山町久保田字久保田165番地5	Tel.024-923-4963
日和田支店	〒963-8071	郡山市富久山町久保田字久保田165番地5	Tel.024-958-5055
コスモス通り支店	〒963-0204	郡山市土瓜1丁目63番地	Tel.024-961-1677

営業地域・店舗ネットワーク

自動機器設置状況

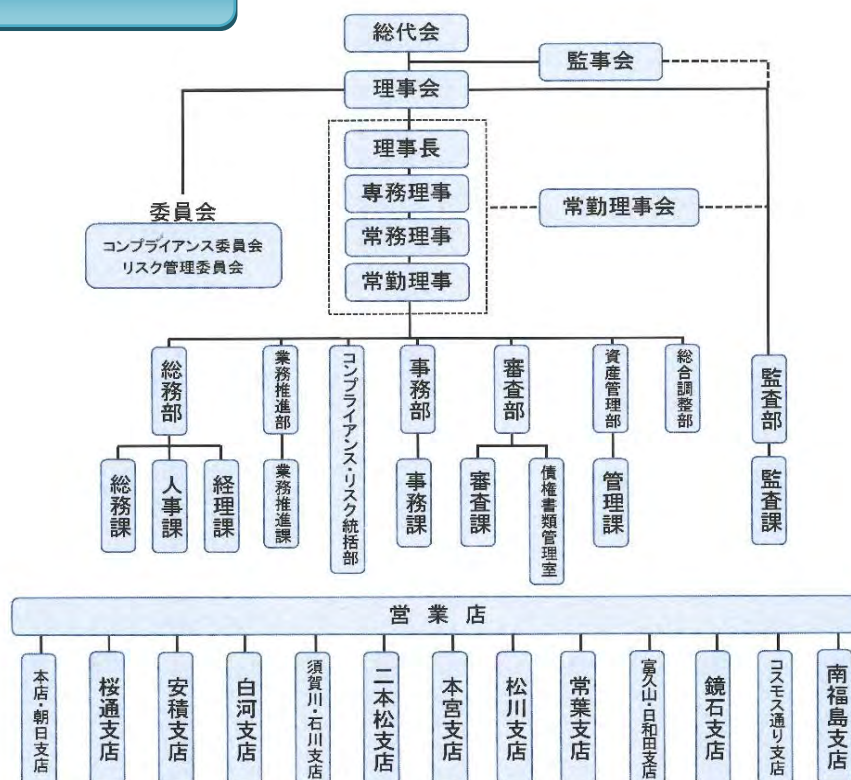
設 置	種 類	所 在
平野ローンセンター	ATM	福島市飯坂町
本宮市役所出張所	ATM	本宮市
郡山市役所分庁舎出張所	ATM	郡山市
今泉西病院出張所	ATM	郡山市
旧朝日支店	ATM	郡山市
旧日和田支店	ATM	郡山市
旧石川支店	ATM	石川町

	ATM(現金自動預払機)
店舗内	17台
店舗外	7台

全店にATMを設置しています。(令和8年7月31日現在)

事業の組織

組織機構図



総代会制度について(仕組み・役割)

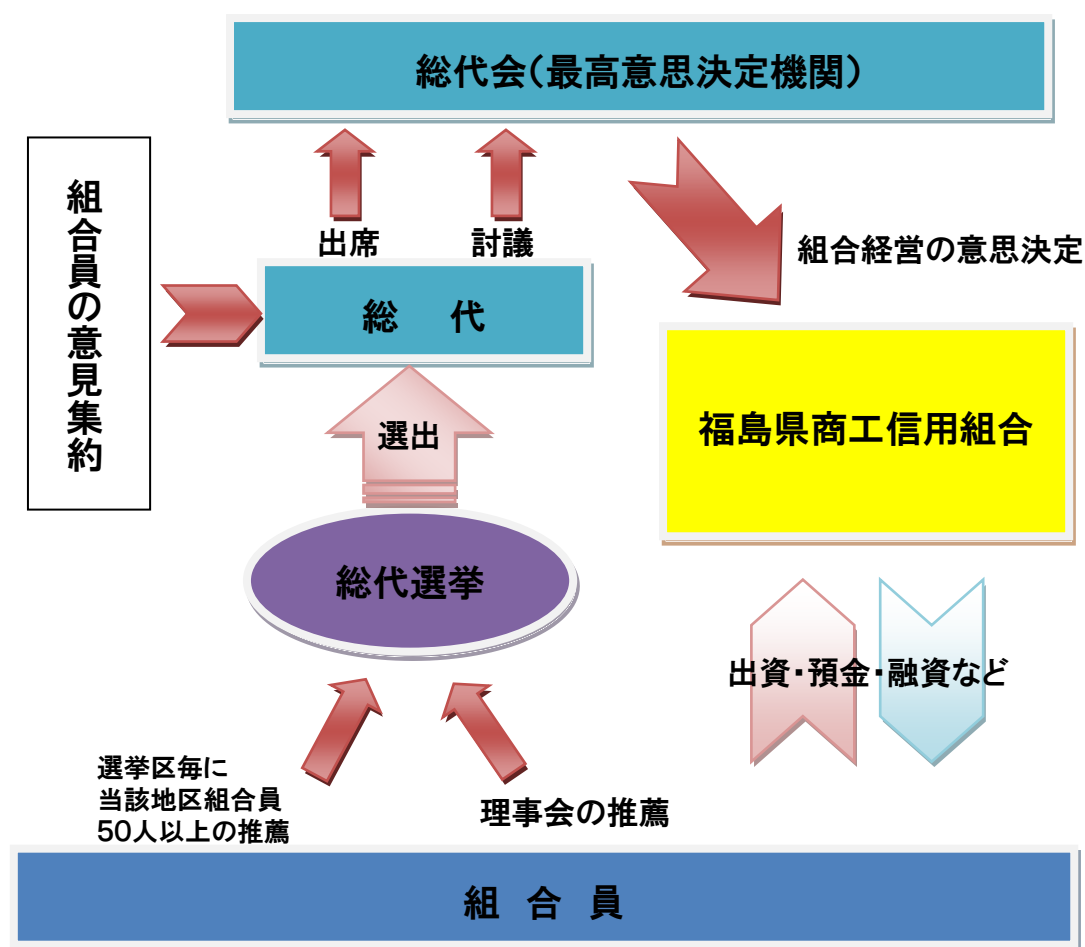
信用組合は組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。

また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員数は43,219名(令和8年3月31日現在)であり、総会の開催は困難なことから、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、“総代会”を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



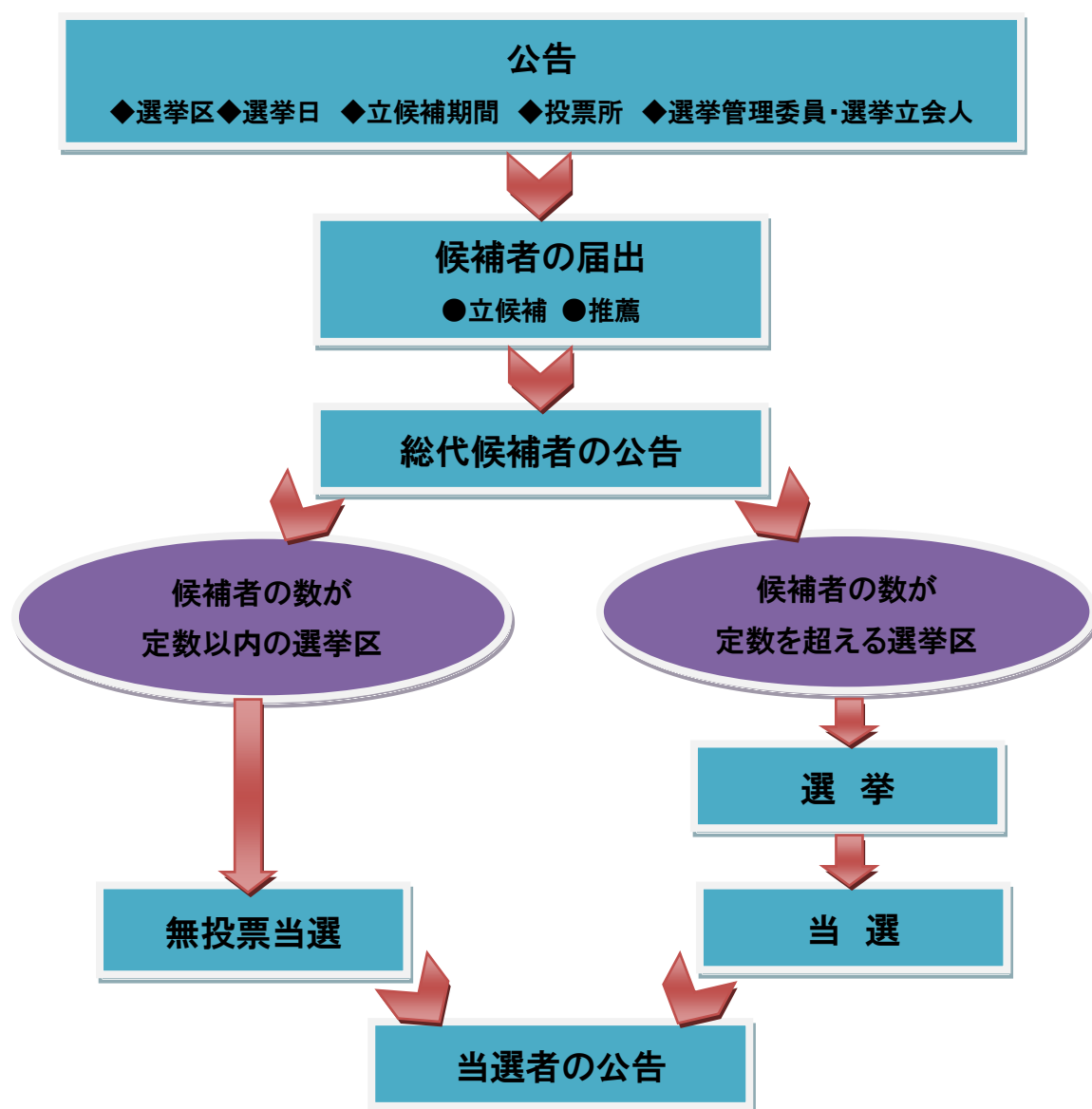
総代会制度について（選出方法・任期・総代選挙）

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規定に基づき、公正な手続を経て選出されます。

（１）総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規定に則り、選挙区毎に当該地区組合員50人以上の推薦、若しくは理事会の推薦を受けた方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

当組合は選挙区を9つの区に分け、総代の選出を行っています。なお、総代候補者が、その選挙区における総代の定数を超えない時は、その総代候補者をもって当選人とし、その選挙区においては投票は行わないとしています。



総代会制度について(選出方法・任期・総代選挙)

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。総代の定数は100人以上120人以内です。令和8年7月31日現在の総代の人数は112人です。

(3) 総代の選挙区と総代氏名

(令和8年7月31日現在・敬称略)

選挙区称 総代定数	該当地区 (総代数)	氏 名				
第1区 定数61	郡山市内 本・支店管内 (55)	高橋孝行(3)	菅原弘道(*)	瀧田幸子(*)	須佐美代子(*)	安中利夫(1)
		日下律子(*)	遠藤政勝(*)	國井正浩(*)	鈴木一弥(*)	今泉信一郎(1)
		濱津扶美子(2)	大和田好男(1)	鈴木一司(1)	高橋良和(3)	新井 豪(*)
		大山 耀(1)	堀江正喜(2)	佐藤文吉(*)	井上和弘(1)	長谷川吉明(2)
		佐久間仁一(*)	橋本真一(*)	大戸洋太郎(*)	佐藤優子(*)	舟橋仁子(*)
		齋藤淳宏(*)	七森 繁(*)	渡辺守康(1)	菅野晴彦(3)	長谷川均一(3)
		渡邊泰宏(*)	加藤英夫(*)	鈴木正次(*)	橋本隆司(2)	根本 昇(3)
		大戸國男(1)	山口松之進(2)	松本良一(1)	桑原秀治(1)	嶋 恵吉(3)
		伊藤重幸(3)	大竹賢治(1)	渡辺 孝(1)	馬場朝香(1)	橋本忠雄(*)
		鈴木 茂(*)	松本賢二(4)	薄井幸夫(*)	根本 守(1)	井上正広(*)
		仲本裕守(4)	飯沼良孝(3)	武川由美(*)	佐藤正夫(*)	深澤広守(3)
第2区 定数6	白河支店 管内(6)	佐藤幸彦(*)	中西一彦(*)	青砥久泰(2)	上石 明(*)	深谷龍二(4)
		滝田文雄(4)				
第3区 定数6	石川支店 管内(6)	西島信一(1)	荒川英義(*)	中田庄吾(*)	相楽 卓(3)	斉須守幸(2)
		添田四十四(4)				
第4区 定数15	須賀川支店 管内 鏡石支店 管内(15)	内藤祥一(1)	塩田宗雄(1)	永田久雄(*)	松川大一郎(1)	桑名勝也(*)
		樽川久夫(*)	橋本直子(3)	熊田亘晃(4)	榊原功城(4)	菅野正美(2)
		根本吉和(2)	大河原正雄(*)	伊藤俊彦(*)	廣瀬 茂(1)	小貫 武(*)
第5区 定数7	本宮支店 管内(7)	小山 守(2)	大内美和(*)	石田邦男(1)	渡邊恒夫(*)	伊豆伸一(*)
		小沼貞彦(*)	木下幸英(4)			
第6区 定数6	二本松支店 管内(6)	相川元宏(2)	木村廣喜(2)	橋 博(3)	大河内宏明(3)	平館康治(*)
		山口和吉(2)				
第7区 定数6	松川支店 管内(6)	齋藤弘昭(1)	齋藤 悟(2)	宮本秀一(*)	齋藤陽一(1)	植木貞夫(*)
		岩瀬克夫(4)				
第8区 定数8	南福島支店 管内(6)	二木康視(*)	根本誠三郎(2)	山口昌宏(*)	細谷 実(*)	鈴木直子(1)
		半澤 寛(2)				
第9区 定数5	常葉支店 管内(5)	渡邊正一(*)	志田和子(*)	青山雅一(*)	吉田 来(4)	坪井達男(4)

※氏名の後に就任回数を記載しております。就任回数が5回以上の場合は「*」で示しております。

<総代の属性別構成比>

職業別:個人(給与所得者・年金受給者等)20%・個人事業主11%・法人役員69%

業種別:卸売・小売業22%・サービス業22%・建設業13%・不動産業6%・その他17%

(業種別は法人役員、個人事業主に限ります。)

年代別:40代以下1%・50代7%・60代24%・70代47%・80代以上21%

総代会制度について(総代会・決算説明会)

第72期通常総代会が、令和8年6月19日午前10時より、当組合本部5階大ホールで開催されました。当日は総代112名のうち、出席66名、議決権行使書による出席46名のもと、全議案が可決・承認されました。

報告事項 令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)事業報告の件

決議事項

第1号議案 令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)計算書類

(貸借対照表・損益計算書、及び損失処理案)承認に関する件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案 令和8年度事業計画及び収支予算案承認に関する件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案 組合員除名承認に関する件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。



けんしんでは、平成14年よりガバナンスの機能強化に向けた一環として、営業店毎に総代や組合員を対象とした決算説明会を毎年実施しております。

当組合の経営実態、地域との関わりの状況などをわかり易く説明し、また総代や組合員より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、信用組合経営や総代会に反映させております。

(令和7年度決算説明会:総代、組合員出席者合計130名)



役 員

理 事 長	須佐 真子	理 事	高田 藤太郎※
専務理事	高橋 忠浩	理 事	橋本 宗男※
常務理事	佐藤 隆之	常勤監事	平 佳秀
常勤理事	人見 隆	監 事	笠間 善裕
常勤理事(業務推進部長)	渡辺 史紀	監事(員外監事)	車田 純一
常勤理事(コンプライアンス・リスク統括部長)	坂井 道夫※	(令和8年7月31日現在)	
常勤理事(総合調整部長)	横山 貴志※		

◇当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

役員等の報酬体系

● 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

① 報酬体系の概要

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定しております。

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後に支払っております。

② 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	90	119
監 事	9	10
合 計	99	129

(注)1.上記は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2.支払人数は、理事11名、監事5名です(退任役員を含む)。

3.使用人業務理事4名の使用人分の報酬(賞与を含む)はありません。

4.上記以外に支払った役員賞与金はありません。上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事23,440千円、監事3,828千円であります。また、保険料の負担金として306千円を支払っております。

③ その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

● 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には期中に退任・退職した者を含めています。

2.「同等額」は令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っています。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

組合員・出資金の状況

組合員

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個人	40,313	39,369	38,332	38,846	39,124
法人	4,110	4,071	4,035	4,052	4,095
合計	44,423	43,440	42,367	42,898	43,219

出資金

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個人	4,677	4,531	4,383	4,246	3,998
法人	1,093	1,090	1,077	1,063	1,024
合計	5,770	5,621	5,460	5,309	5,023

出資配当

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出資に対する配当	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0

員外預金比率

(単位:%)

	令和7年度
組合員外預金比率	5.27

けんしん総代親睦会

けんしんでは、総代相互の理解と親睦を促進して、「けんしん」並びに組合員の発展に寄与することを目的として、「総代親睦会」を組織しております。

令和7年12月2日～3日に総代親睦会の旅行を実施いたしました。静岡県熱海方面にMOA美術館や三嶋大社、沼津港などを視察いたしました。



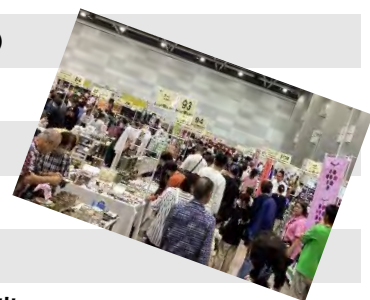
沿革・歩み

年 月		主なできごと
1954年～	昭和29年 10月	「郡山商工信用組合」設立
	32年 6月	須賀川支店開設
	33年 5月	「福島県商工信用組合」に名称変更
	34年 10月	全国信用協同組合連合会福島代理所指定
1960年～	35年 5月	本宮支店開設
	35年 10月	大重支店開設
	36年 10月	桜通支店開設
	37年 5月	石川支店開設
	38年 9月	白河支店開設
	39年 8月	松川支店開設
	40年 4月	福島支店開設
1970年代	44年 3月	常葉支店開設
	45年 9月	安積支店開設(旧永盛連絡所)
	46年 6月	二本松支店開設(旧二本松出張所)
	46年 10月	郡山駅前支店開設(旧本店)
	51年 7月	組合運営を総代会制に移行決定
1980年代	51年 10月	富久山支店開設
	57年 9月	日和田支店開設
	59年 4月	郡山手形交換所加入
	平成元年 10月	鏡石支店開設
1990年代	2年 11月	預金残高1,000億円達成
	3年 2月	コスモス通り支店開設
	4年 12月	桜通支店移転新店舗開店
	5年 3月	「日和田スポーツセンター」開設
	7年 7月	大重支店と郡山駅前支店を合併
	7年 10月	西川支店開設
	8年 9月	須賀川支店移転新築開店
	8年 12月	朝日支店開店
	9年 3月	福島支店南福島出張所開店
	9年 6月	南福島支店開店(福島支店南福島出張所昇格)



沿革・歩み

年 月		主なできごと
1990年代	平成10年 10月	福島支店平野出張所開店
	11年 10月	「けんしん秋の百市」開催
2000年代	12年 4月	けんしんミレニアム会発足
	13年 3月	「けんしん21st教育センター」開設
	14年 6月	ホームページ開設
	14年 9月	郡山市役所分庁舎にATM設置
	15年 4月	けんしん南十店会発足
	16年 5月	福島支店・福島支店平野出張所を南福島支店に統合 西川支店を須賀川支店に統合
	16年 12月	信用組合全国共同オンライン・システムへ移行 決済用預金取扱開始
	17年 7月	大重駅前支店を桜通支店に統合
	19年 4月	保険商品取扱開始
	20年 5月	本店建物改修工事
2010年代	21年 12月	安積支店新築開店
	22年 12月	二本松支店新築開店
	23年 3月	東日本大震災
	23年 8月	松川支店新築開店
	24年 9月	県下信用組合合同南紀クルーズ(国際協同組合年記念)
	25年 2月	でんさいネット業務開始
	25年 4月	桜通支店・富久山支店新築開店
	25年 5月	インターンシップ25周年記念事業
	25年 10月	けんしん創立60周年記念ハワイ旅行
	27年 9月	けんしんヤング十店会発足
	28年 4月	けんしんトレ・セン開設
	30年 4月	郡山市と「郡山市民文化センター」のネーミングライツ契約締結
	31年 3月	日和田支店を富久山支店内に移転
2020年代	令和元年 10月	台風19号被害(本宮支店・石川支店)
	2年 4月	本宮支店改装開店
	2年 4月	朝日支店を本店営業部内に移転
	3年 3月	石川支店を須賀川支店内に移転
	4年 11月	電子交換所運用開始
	6年 9月	けんしん創立70周年記念イベント開催



法令等遵守の基本姿勢

当組合は、コンプライアンスの実践を経営の重要課題のひとつと位置付け、公共的使命と社会的責任を認識し、健全な業務運営を目指しております。

そのため、コンプライアンス委員会を設置し、各部店にはコンプライアンス担当者を置き、研修を行いコンプライアンス態勢の強化を図っております。

けんしんの行動憲章

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 公共的使命の認識 | 6. 働き方改革の推進、職場環境の充実 |
| 2. キメ細かい金融サービスの提供 | 7. 環境問題への取組み |
| 3. 法令や当組合規定の厳格な遵守 | 8. 社会貢献活動への取組み |
| 4. 地域社会とのコミュニケーション | 9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応 |
| 5. 人権の尊重 | |

個人情報の保護

個人情報保護法の施行に伴い、「個人情報保護宣言」「個人情報保護規程」「個人情報取扱要領」を定めております。

顧客説明・説明責任の履行

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、与信取引等（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客の知識、経験及び財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明、その他の健全かつ適切な業務の運営を確保することが求められています。日常的に説明責任の認識を高めるよう努めています。

経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日公表）を尊重し、遵守します。

お客様と保証契約を締結する際、また保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた際には、本ガイドラインを尊重して誠実に対応し、お客様に満足の頂ける良好な関係構築に努めます。

反社会的勢力との対決

当組合は、反社会的勢力に対して断固とした態度で対応します。特に不当な要求については毅然とした態度で臨み、財産上の利益を供与すること等はありません。さらに不透明な癒着と言われかねない一切の関係を排除します。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

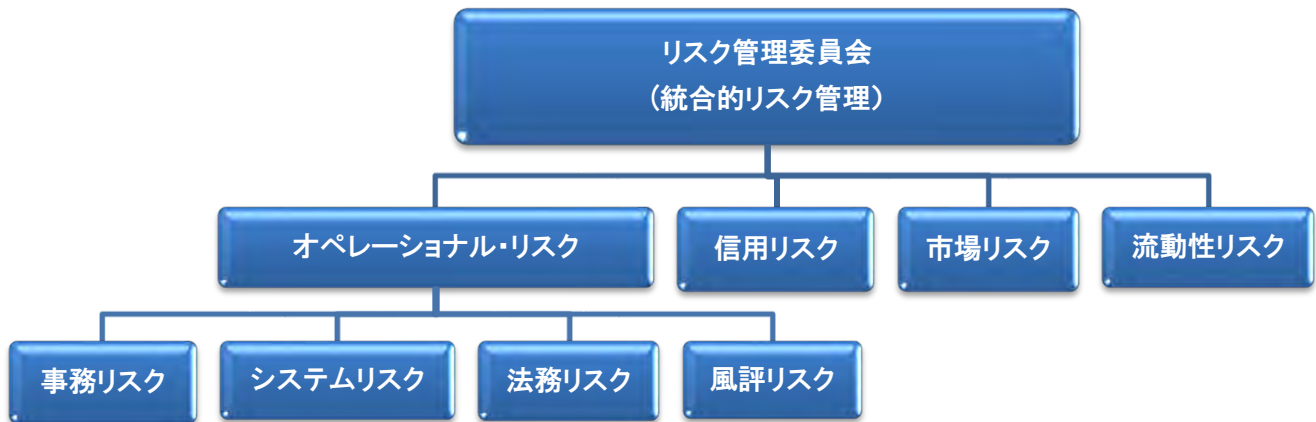
当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策を経営の重要課題のひとつと位置付けております。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策のため、犯罪収益移転防止法及び、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。口座の開設や大口の現金取引等を行う際に、お客さま本人確認、取引を行う目的、職業・事業内容等の確認を行わせていただくとともに、既にお取引をいただいているお客さまにおかれましても、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組を行ってまいります。これらの確認ができない場合には、お取引ができない場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

サイバーセキュリティへの取組み

近年多発しているサイバー攻撃が高度化・複雑化していることを踏まえ、サイバーセキュリティリスクへの取組みが極めて重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ攻撃に対する管理態勢の強化に努めます。

リスク管理体制



当組合の業務に内在する各種リスクの管理体制は下記の通りです。

【信用リスク】所管部門:審査部・資産管理部

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

【市場リスク】所管部門:総務部

金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク・価格変動リスク・為替リスクがこれらに該当します。

【流動性リスク】所管部門:総務部

市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクおよび当組合の財政内容の悪化等により必要な資金が確保出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクです。

【事務リスク】 所管部門:事務部

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

【システムリスク】 所管部門:事務部

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等及びシステムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

【法務リスク】 所管部門:各業務主管部

法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により、当組合が損失を被るリスクです。

【風評リスク】 所管部門:総務部

災害や事故、当組合の経営状況等について不適切あるいは虚偽の報道・情報が流布し、当組合の評判が悪化すること等により、直接、間接を問わず不測の損失を被るリスクです。

小規模・中小事業者の経営改善・地域活性化の取組

「金融円滑化」の取り組み

けんしんは、お客さま一人ひとりの顔が見える対話を大切にし、身近な頼れる相談相手となってお客さまの悩みを一緒に考え問題の解決に努めております。このようなことが金融機関として重要な役割であることを認識し、「金融円滑化」にも取り組んでまいりました。

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で終了しましたが、当組合は円滑化法施行前からお客様からの申出による新規融資のご相談や借入条件の変更については積極的かつ柔軟に対応してまいりました。円滑化法が終了しましても、これまで同様、広く要請に応じてまいります。

今後も融資こそ地域経済の発展と安定に役立つとの認識のもと、積極的な活動を行い、タイムリーに資金需要に応えるように努めます。

中小企業の経営支援に関する取組み

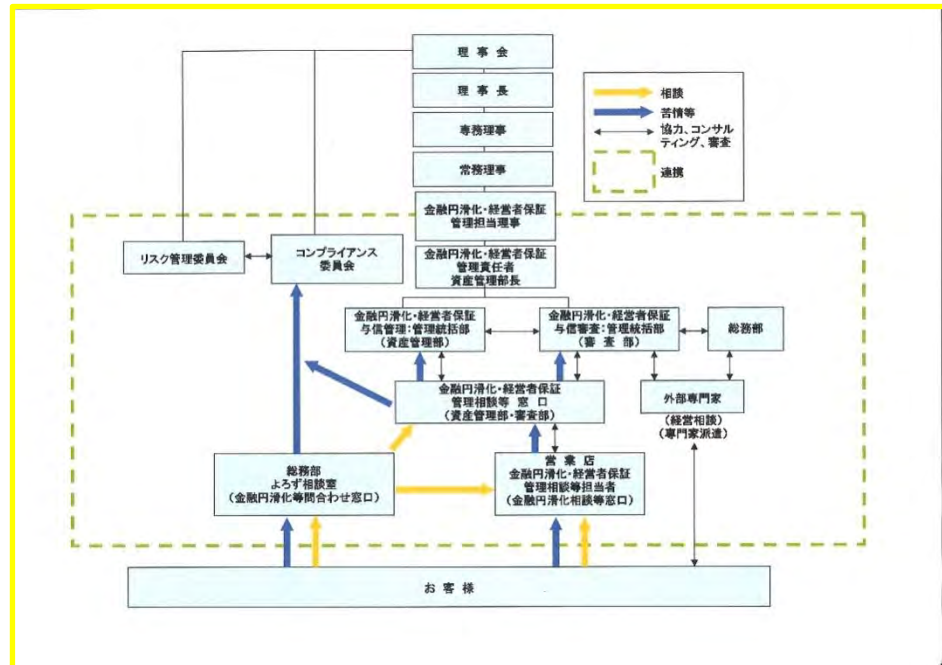
● 取組みの方針

信用組合の理念である相互扶助の精神の下、金融円滑化管理方針に基づき、地域経済発展に貢献できるよう地域金融の円滑化に全役職員が積極的に取り組んでおります。

- ① お客様からの融資のご相談や融資返済条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご要望を十分にお聞きし、迅速かつ適切にお応えすることができるよう努めてまいります。
- ② 中小企業のお客様との貸付条件の変更等の協議にあたっては、中小企業の特性や事業の状況、事業の改善もしくは再生の可能性等を十分に検討し、経営改善に向けた取り組みを積極的に支援してまいります。併せて、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の関係機関、外部専門家との適切な連携を図り、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。
- ③ 新規融資や融資条件の変更等に関するお問い合わせ、ご相談、苦情、ご要望等につきましては、全営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」及び総務部「よろず相談室」でお受けしております。

小規模・中小事業者の経営改善・地域活性化の取組

●態勢整備の状況(組織体制図)



●取組みの状況

新たに会社等を創業される方や新規の事業を始める方などそれまでの実績が乏しい事業者の方についても、福島県信用保証協会や、福島県などの制度融資や制度保証を活用して、積極的に資金需要に応じております。

企業の成長段階においては、十店会・ヤング十店会での会合において会員間での交流活動を行い、ビジネスマッチングの場を提供しております。平成31年2月25日に東北初となる「企業立地連携プラットフォーム」(福島市)の設立にあたり支店長2名を会員登録し、企業の誘致や用地確保等に向けた環境整備のため、講演会の受講や情報交換会を行っております。

けんしんは、平成25年2月1日に「経営革新等支援機関」の認定を取得して、経営改善サポートを行い、支援を強化しております。

「福島県中小企業支援ネットワーク」「中小企業基盤整備機構」と連携し、中小企業診断士など専門家の紹介、事業承継の相談アドバイスを行っております。また、「ローカルベンチマーク」「業種別支援の着眼点」を活用した事業性評価を実施し、事業性評価に基づく顧客事業所への各種改善等の提案及び提案先へのフォローアップを行い、その後、外部専門講師による支援状況ヒアリング等を本部にて行っています。

小規模・中小事業者の経営改善・地域活性化の取組

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

けんしんでは、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの主旨内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善指導を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

令和7年度において、「新規に無保証で融資した件数」は353件（前年度352件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は22.49%（同17.97%）、「保証契約を解除した件数」は200件（同111件）、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の成立件数（けんしんをメイン金融機関として実施したものに限る）は該当がありませんでした。

地域の活性化に関する取組

けんしんは、地域や利用者に対する積極的な情報発信を行い、地域信用組合の特性上、地域に元気を与える事業に取り組んでおります。主要な項目について、下記ページにて具体的に説明をしております。

- ・ 担保・保証人に過度に依存しない融資への取組み
(十店会ローン、保証協会付信用組合資金) 24ページ
- ・ 全営業店における十店会組織及びヤング十店会の活動
(経営相談・ビジネスマッチング) 25・27ページ
- ・ 各営業店によるイベントの開催 (中小企業・地域商店街活性化推進) 28ページ

重い病気や障がいを持った子どもたちを支援

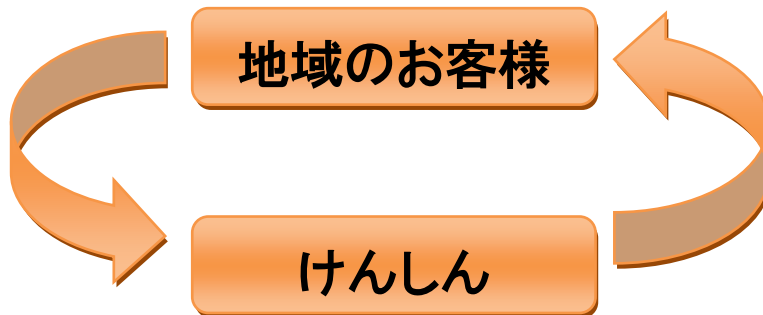
けんしんは福島県信用組合協会を通じて、毎年「しんくみピーターパンカード」(信用組合の社会貢献クレジットカード)寄付金とチャリティ募金で、重い病気や障がいをもった子どもたちを支援し続けています。「しんくみピーターパンカード」は信用組合業界のクレジットカードとして㈱オリエントコーポレーションが発行し、そのカード利用代金決済を全国の信用組合で行っているものです。

ピーターパンカードの利用代金の0.3%と県内信用組合役職員からのチャリティ募金などをあわせて、地域の子どものための諸施設に社会貢献活動の一環として寄付をしています。

地域貢献(融資について)

けんしんは、皆さまからお預かりしたお金を、融資として地域に還流させることこそが最大の地域貢献であると考えます。皆さまの預金は下記のように地域内融資に活かされています。

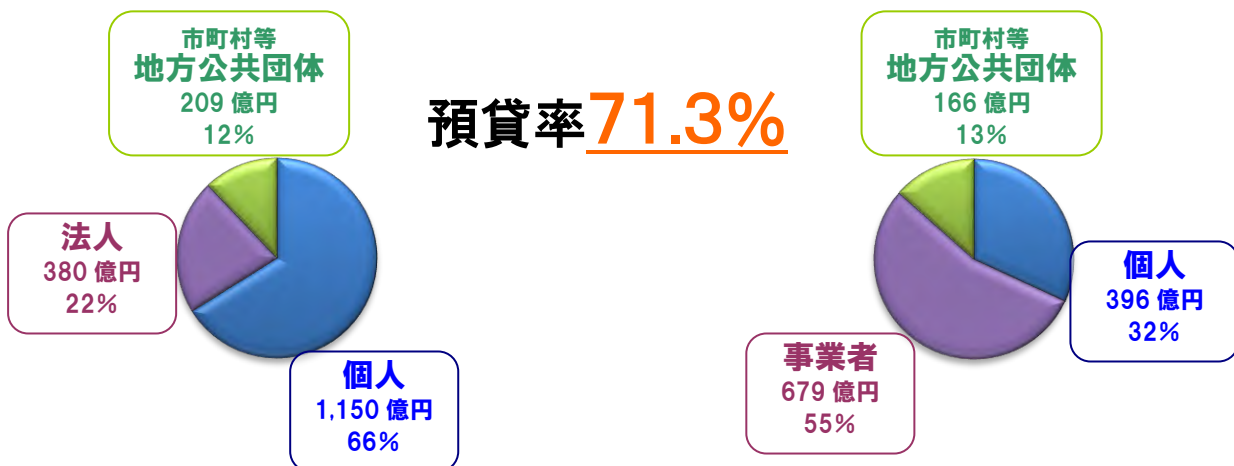
震災後、けんしんは地域金融の円滑化を目的として、特に積極的に事業を行っているお客様への融資を行っております。令和7年度末における**事業性融資の金額は679億円**であります。



預金 **1,739億円**

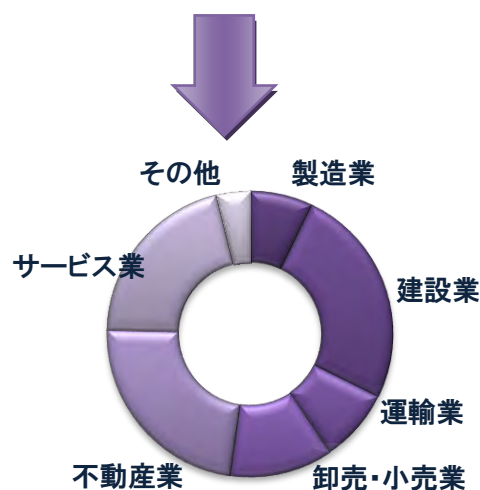
貸出金 **1,241億円**

預貸率 **71.3%**



事業性貸出金業種内訳 単位：百万円

業種	金額
製造業	4,865
建設業	17,071
運輸業	5,594
卸売・小売業	7,970
不動産業	15,662
(うち不動産賃貸業)	(9,202)
サービス業	14,127
その他	2,596
合 計	67,885



- 「不動産業」の約60%はアパートや貸家経営などの不動産賃貸業です。
- 「サービス業」には「旅館」「映画娯楽」「医療」「介護」などが含まれます。

地域貢献(十店会ローン・信用組合資金の紹介)

当組合十店会会員専用「十店会ローン」

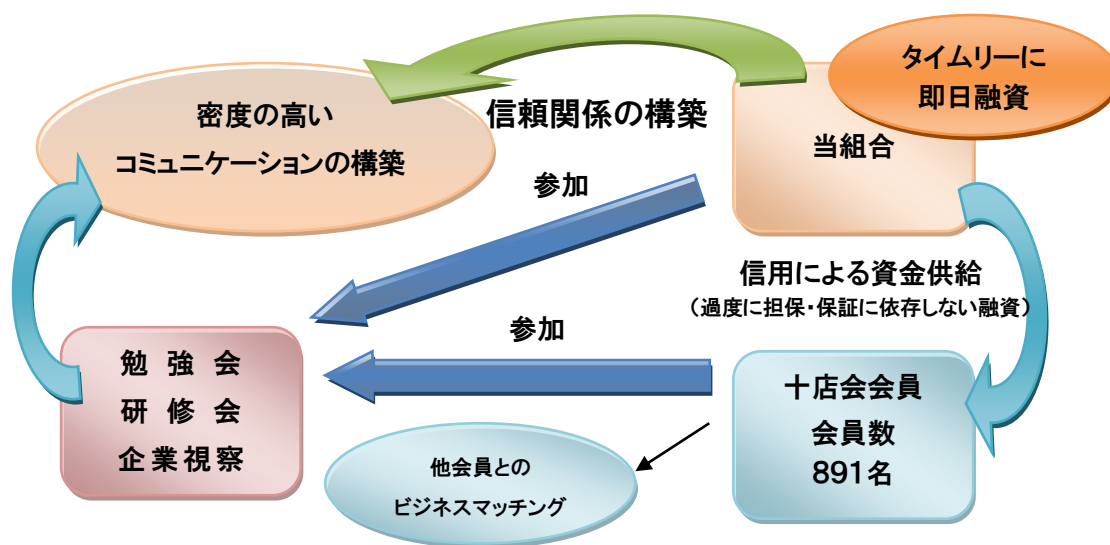
過度に担保・保証に依存しない融資として、当組合のお客さまの交流組織である各店の「十店会」の会員を対象とした当組合独自の融資制度を用意しております。

- ・ 年商の1/5、または20百万円以内、いずれか低い額までの融資枠を設定し、即日、融資する制度です。
- ・ 各営業店は、「十店会」会員が新しい時代に向けての適応性と成長性を高めるため定期的に参加する勉強会や研修会に参加して、会員とコミュニケーションを密にし、信頼関係を構築したうえで、同会員に対して、原則無担保にて融資いたします。また、併せて、異業種交流によるビジネスマッチングの場を提供しております。
- ・ 実績は以下の通りです。

令和8年3月末残高 473件/1,930百万円

(令和7年度は982件、41億円実行いたしました)

尚、東日本大震災及び台風19号被害においては、十店会会員向けに特別融資を行いました。



中小零細事業者支援の県制度融資「信用組合資金」

全国の都道府県では唯一の信用組合の組合員を対象とした福島県の制度融資です。

- ・ 運転資金、設備資金ともに25百万円までのご利用となります。
- ・ 実績は以下の通りです。

令和8年3月末残高 1,197件/6,510百万円

(令和7年度は252件、19億円実行いたしました)

「十店会」とは・・・

- ・ けんしんの創業当時、十の異業種のお客様との交流によってお互いを支えあい、ともに成長してきたという考え方から、この原点を大切にして、経営力強化を図るという考え方で「十店会」は組織化されました。
- ・ 事業者の方々への「コミュニティ」の創設
- ・ ビジネスマッチングの場の提供
- ・ 勉強会、研修会等による経営力強化
- ・ 定期的な交流による会員相互の信頼関係の構築

十店会会員の現況

平成15年4月、南福島支店において会員74名にて最初に設立され、その後、各店において設立。全店で組織化がなされております。令和8年3月末現在、会員数891名にて活動中です。

令和7年度は、勉強会や講演会、視察旅行等積極的に活動を行うことができました。十店会の基本にある「事業者の方々との「コミュニティ」の創設」「会員相互の信頼関係の構築」を重視し、活動しております。

令和7年度「十店会」の主な活動

5月 23日	富久山支店	講演会 「最近の犯罪の特徴とその対策」
6月 9日	桜通支店	講演会 「現代のマネジメント力について」
6月 20日	安積支店	講演会 「相続登記義務化について」
6月 24日	本店営業部	講演会 「中小企業 M&A の活用について」
6月 26日	南福島支店	講演会 「最近の犯罪の特徴とその対策」
7月 4日	コスモス通り支店	講演会 「将来に向けての事業承継」
7月 13日	本宮支店	視察 関西万博・京都他(大阪府・京都府)
7月 29日	鏡石支店	勉強会 「事業承継について」
8月 22日	本店営業部	勉強会 「事例で解決！税務調査対策セミナー」
8月 22日	コスモス通り支店	勉強会 「世界旅行体験談」
9月 26日	白河支店	視察 関西万博・造幣局他（大阪府）
10月 5日	常葉支店	視察 カネホン採石場他（栃木県）
10月 11日	鏡石支店	ブドウ狩り・バーベキュー
10月 19日	安積支店	視察 羽黒山・こんにゃく番所他（山形県）
11月 6日	須賀川・石川支店	視察 親不知・渡辺酒造店他(新潟県)
11月 7日	富久山支店	視察 造幣局・渋沢栄一記念館他（埼玉県）
11月 14日	全店	第16回十店会会長会議（東京都）
11月 16日	松川支店	視察 岩鑄鉄器工場他（岩手県）

十店会活動

11月 16日	コスモス通り支店	視察 稲盛ライブラリー他(京都府)
11月 20日	本店営業部	視察 合羽橋道具街他(東京都)
11月 30日	二本松支店	視察 天心五浦美術館他(茨城県)
12月 3日	須賀川支店	勉強会「働き方改革について」
12月 9日	本店営業部	クリスマス会
12月 9日	石川支店	勉強会「サイバー攻撃の現状と対策について」
12月 11日	朝日支店	視察 合羽橋道具街他(東京都)
2月 5日	本店営業部	講演会「特殊詐欺等犯罪の特徴と対策」
2月 6日	白河支店	講演会「空先拓海氏マジックショー」
2月 10日	桜通支店	講演会「ワインを楽しむ」
2月 10日	富久山支店	講演会「奇跡の復活 赤字スーパーを黒字化」
2月 13日	鏡石支店	視察 館山航空基地他(千葉県)
2月 13日	南福島支店	講演会「EQ リーダーシップについて」
2月 17日	二本松支店	講演会「相続トラブル事例から学ぶ」
2月 18日	日和田支店	視察 ヤマサ醤油工場他(千葉県・東京都)
2月 19日	松川支店	講演会「相続トラブルから学ぶ生前対策」
2月 24日	本宮支店	講演会「特殊詐欺等犯罪の特徴とその対策」
3月 13日	石川支店	講演会「各種詐欺の特徴と手口、その防止策」

その他、勉強会やゴルフコンペ、懇親会などを多数開催

6月20日

安積支店十店会勉強会

司法書士の先生を講師に招き、相続登記の義務化に伴う注意点や事例などについて講演を頂きました。



11月20日～21日

本店営業部十店会視察旅行

東京都の大東京信用組合様にご協力頂き合羽橋の道具街など販売の現場を視察しました。



11月14日

十店会会長会議

各営業店の十店会会長が集まり、「第16回十店会会長会議2025」を東京ドームホテルにて行いました。

当日は経済情勢についての講演会などを行いました。

十店会は各営業店毎に組織化されていますが、会長会議で相互の交流を図ることにより、研修や勉強会の活動の更なる充実を図ることを目的として実施しました。



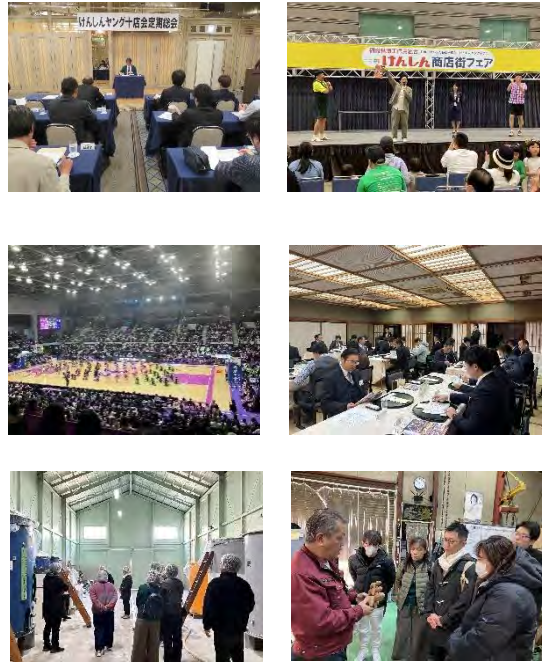
けんしんヤング十店会

「けんしんヤング十店会」とは・・・

地元企業の後継者及び若手経営者等による組織として、会員相互の研修の場として、後継者育成と地域の活性化を図ることを目的とした「ヤング十店会」を平成27年9月に設立しました。

けんしんヤング十店会の会員は原則として50歳未満を対象としており、(1)「けんしん十店会」に加入している法人及び個人事業者の後継者または若手経営者、(2)本会の目的に賛同する法人及び個人事業者の後継者又は若手経営者で、福島県商工信用組合の組合員である者が各店の十店会の下部組織として所属しています。令和8年7月末現在、会員数は84名です。

けんしんヤング十店会の現況

5月22日(木)	定時総会	
7月11日(金)	講演会 「小規模中小企業における生成 AI 活用とDX 対応」 講師 ブリッジソリューションズ(株) 代阿部 満氏	
9月23日(祝)	10周年記念事業 けんしん商店街フェア in ビッグパレットふくしま 「もう中学生とべんぎんナッツによるスペシャルステージ」	
11月29日(土) 11月30日(日)	会員親睦会 福島ファイヤーボnz試合観戦	
1月26日(月)	ビジネス交流会・新年会	
2月14日(土)	企業視察バスツアー 会津方面	

けんしんヤング十店会はホームページを開設しております。

<https://kenshinyoung10.com>

けんしんヤング十店会の紹介の他、活動状況などを紹介しています。ホームページから新規の会員の募集も行っております。また、一部会員事業者の情報やメッセージ、地図などの紹介記事を掲載しております。会員の方のホームページとも繋がり、ビジネスマッチングのツールとしての活用を今後は目指していきます。



地域の皆さまとのふれあい「イベント」事業

けんしんは例年、各店毎に「けんしん商店街イベント」を開催しています。

地元商店の皆さまなどに呼びかけ、模擬店舗を開き商品展示・即売など皆さまに楽しんでもいただきながら、ふれあいの場・情報交換の場を提供しています。

けんしん「イベント」では商店街のほかに、特設のステージを設けて各種催しを行っています。

地元の太鼓保存会やダンス愛好会などの文化活動の発表の場としても活用して頂いています。

令和7年度は、昨年創立70周年記念事業として行った全店合同イベントが好評であったため、令和7年9月23日(祝)に郡山市にある複合コンベンション施設「ビッグパレットふくしま」にて合同イベントを開催しました。出店数は116店舗、約3600人のお客様にご来場頂きました。福島県内のけんしん以外の信用組合のお取引先様にもご参加頂き、盛大な催しとなりました。

ご出店者様による商店街フェアだけではなく、イベントステージや、抽選会なども行いました。今後も地域経済の活性化を目的に、地域に密着した活動に取り組んでまいります。



第8回みずいろ商店街イベント

令和7年8月30日、けんしん本宮支店隣のみずいろ公園イベント広場において、第8回みずいろ商店街イベントを開催しました。

当日は晴天に恵まれ、22店舗の出店、約800名の方にご来場いただきました。



みどりの街づくり運動

けんしん本店営業部では平成8年から「みどりの街づくり運動」を実施しています。毎年営業地区の家庭に朝顔を育苗し、届けています。この運動は全国的に評価され「全国信用組合表彰式」(平成12年10月20日開催)で「しんくみ運動社会貢献表彰」を受賞しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、平成31年から実施を見送ってまいりましたが、令和5年から運動を再開しました。再開後は規模を拡大し全ての営業店で実施しております。種まきや育苗などについては地域の幼稚園の皆さまなどにもご協力を頂きました。

平成8年から24年間毎年実施しており、東日本大震災の後も時期を調整などして継続して行ってきたこの運動ができていることを、職員一同とても嬉しく思っています。地域の皆さまにみどりと笑顔を届ける活動を今後も行ってまいります。



苦情に対する措置・紛争解決のための措置等

＜当組合の苦情に対する措置＞

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けております。お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先 「お取引店舗」または「よろず相談室」にお願いいたします。

名称	よろず相談室
住所	〒963-8877 郡山市堂前町7-7
電話	024-922-7711
受付時間	9:00～17:00（土日・祝日及び金融機関休業日を除く）

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所でも受付けています。

（詳しくは、よろず相談室へご相談ください）

名称	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話	03-3567-2456
受付時間	9:00～17:00（土日・祝日及び金融機関休業日を除く）

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

＜紛争解決のための措置等の概要＞

仙台弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合よろず相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、仙台市や東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名称	仙台弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
電話	022-223-1005	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249

なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

保険商品の取扱いに係る申立については、下記仲裁センターへ申し出ることも可能です。

名称	生命保険相談所 一般社団法人生命保険協会	そんぽADRセンター 一般社団法人日本損害保険協会
電話	03-3286-2648	0570-022-808

貸借対照表	32	債務保証見返担保種類別残高	45
損益計算書	35	貸出金償却額	45
損失処理計算書	36	代理貸付残高の内訳	46
財務諸表の適正性、内部監査の有効性について経営責任に関する確認書	36	金融再生法に基づく債権及び同債権に対する保全額	46
監査の状況	36	その他項目	
主要な経営指標等の推移	37	有価証券の時価等情報	47
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等	37	有価証券種類別残存期間別残高	48
総資金利鞘等	38	有価証券種類別平均残高	48
業務粗利益及び業務純益等	38	商品有価証券種類別平均残高	49
受取利息および支払利息の増減	39	先物取引の時価情報	49
役務取引の状況	39	オプション取引の時価情報	49
その他業務収益の内訳	39	公共債引受額	49
経費の内訳	40	公共債窓販実績	49
総資産利益率	40	公共債ディーリング実績	49
職員1人当りの預金及び貸出金残高	40	内国為替取扱実績	49
1店舗当りの預金及び貸出金残高	41	外貨建資産残高	49
預貸率及び預証率	41	自己資本の充実の状況等	
オフ・バランス取引の状況	41	自己資本の構成に関する事項	50
預金項目		自己資本の充実度に関する事項	52
預金積金種目別平均残高	42	信用リスクに関する事項	53
金利区分別定期預金残高	42	信用リスク削減手法に関する事項	64
預金者別預金残高	42	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	64
財形貯蓄残高	42	証券化エクスポージャーに関する事項	64
貸出金項目		出資エクスポージャーに関する事項	64
貸出金種類別平均残高	43	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	65
貸出金金利区分別残高	43	金利リスクに関する事項	65
貸出金使途別残高	43	自己資本調達手段の概要	66
貸出金業種別残高	44		
消費者ローン・住宅ローン残高	44		
貸出金担保種類別残高	45		

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
当組合は信託業務の取り扱いはありません。

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,577	1,450	預金・積金	179,182	173,938
預け金	50,730	52,525	当座預金	256	152
有価証券	8,586	6,018	普通預金	61,020	59,889
国債	—	—	貯蓄預金	42	44
地方債	3,998	3,494	通知預金	—	—
社債	4,552	2,487	別段預金	329	320
株式	35	35	納税準備預金	2	2
その他の証券	0	0	定期預金	105,824	102,536
貸出金	125,109	124,168	定期積金	11,706	10,991
割引手形	305	131	借入金	3,400	6,000
手形貸付	8,283	8,599	当座借越	3,400	6,000
証書貸付	113,148	111,576	その他の負債	587	746
当座貸越	3,372	3,861	未決済為替借	22	20
その他資産	887	895	未払費用	108	195
未決済為替貸	13	12	給付補填備金	7	12
全信組連出資金	300	300	未払法人税等	9	7
前払費用	0	5	前受収益	92	96
未収収益	217	288	払戻未済金	167	295
その他の資産	355	289	職員預り金	—	—
有形固定資産	3,322	3,225	リース債務	76	54
建物	1,162	1,098	資産除去債務	8	9
土地	2,019	2,019	その他の負債	93	55
リース資産	76	54	賞与引当金	23	23
建設仮勘定	—	—	退職給付引当金	76	79
その他の有形固定資産	64	53	役員退職慰労引当金	46	25
無形固定資産	34	72	睡眠預金払戻損失引当金	1	12
ソフトウェア	27	65	偶発損失引当金	1	3
その他の無形固定資産	7	7	債務保証	75	54
繰延税金資産	574	515	負債の部合計	183,394	180,883
債務保証見返	75	54	(純資産の部)		
貸倒引当金	△1,514	△2,495	出資金	5,309	5,023
(うち個別貸倒引当金)	(△1,386)	(△2,273)	普通出資金	5,309	5,023
			利益剰余金	2,062	569
			利益準備金	1,555	1,586
			その他利益剰余金	507	△1,016
			特別積立金	205	175
			当期末処分剰余金	302	△1,191
			組合員勘定計	7,372	5,592
			その他有価証券評価差額金	△384	△45
			評価・換算差額等合計	△384	△45
			純資産の部合計	6,988	5,547
資産の部合計	190,382	186,430	負債及び純資産の部合計	190,382	186,430

貸借対照表の注記事項

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 建 物 | 30～50年 | その他 | 5～15年 |
|-----|--------|-----|-------|
- (3) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (6) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に将来の見込みに係る必要な修正を加えた予想損失額に基づき引き当てております。
- 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店が一次査定を実施し、自己査定委員会において二次査定を実施しております。二次査定が終了した後、監査部を中心とした三次査定者が査定についての検証を行ない、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- (7) 賞与引当金は、従業員の賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
- | | |
|-----------------------------|------------|
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金との合計額 | 207,181百万円 |
| 差引額 | 35,953百万円 |
- ② 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在)
- | | |
|--|--------|
| | 1.061% |
|--|--------|
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金43百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- (9) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- (11) 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- (12) 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- ・貸倒引当金 2,495百万円

貸倒引当金の算出方法は、(6)に記載しております。

主な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

・繰延税金資産 515百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額並びに一時差異の損金算入時期によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(13) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1.信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関しては、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、ポートフォリオ管理を行うと共に、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部並びに資産管理部により行われ、また、定期的に理事会へ報告を行っております。

2.市場リスクの管理

i.金利リスクの管理

当組合は、金利リスクに関しては、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理方針や市場リスク管理方針等によりリスク管理を明記し、必要に応じて理事会へ状況報告を行っております。

経理部では、月次処理で金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスクの内容を毎月経営陣へ報告しております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

ii.為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関しては、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程に基づき管理しております。

iii.価格変動リスクの管理

当組合は、価格変動リスクに関しては、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程に基づき管理し、運用部門である経理部は、稟議により有価証券種類別の運用枠やリスクリミットの承認を受け、その範囲で運用しております。

当組合で保有している株式は、業界関係等が主なものであります。

価格変動リスクについては、毎月経営陣へ報告いたしております。

iv.市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」及び「借入金」の市場リスクを VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。

当組合の VaR は、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」及び「借入金」についてモンテカルロ・シミュレーション法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間2年)により算出しており、令和8年3月31日現在で当組合の市場リスク量(損失額の推定値)は全体で3,797百万円です。

3.資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスクに関しては、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程に基づき流動性リスクの管理を行っております。

(14) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	52,525	51,916	△609
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,653	2,398	△254
その他有価証券	3,362	3,362	—
(3)貸出金(*1)	124,168	119,570	
貸倒引当金(*2)	△2,495		
	121,672	119,570	△2,102
金融資産計	180,214	177,247	△2,966
(1)預金積金(*1)	173,938	173,377	△561
(2)借入金(*1)	6,000	6,000	—
金融負債計	189,938	179,377	△561

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算に

より算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(15)から(17)に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額。

② ①以外については、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金及び定期積金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	2
組合出資金(※1)	300
その他の証券	0
合 計	302

(※1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(15) 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「地方債」、「社債」、「株式」が含まれております。以下(17)まで同様であります。

売買目的に区分した有価証券はありません。

満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】(単位:百万円)

	貸借対照表		
	計上額	時価	差額
地 方 債	1,850	1,664	△185
社 債	803	734	△69
合 計	2,653	2,398	△254

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】(単位:百万円)

	貸借対照表		
	計上額	取得原価	差額
株 式	33	19	14
小 計	33	19	14

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】(単位:百万円)

	貸借対照表		
	計上額	取得原価	差額
地 方 債	1,644	1,700	△55
社 債	1,684	1,706	△21
小 計	3,328	3,406	△77
合 計	3,362	3,425	△63

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(16) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益の	
		合計額	合計額
社 債	1,875 百万円	一百万円	655 百万円

(17) その他有価証券のうち満期のあるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年超			
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
地方債	—	1,554	1,754	—
社 債	798	1,159	460	—
合 計	798	2,713	2,215	—

(18) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は3,036百万円、危険債権額は2,925百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻に陥っている状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

(19) 債権のうち三月以上延滞債権額は70百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(20) 債権のうち貸出条件緩和債権額は168百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(21) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、6,201百万円であります。

なお、(18)～(21)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(22) 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は131百万円であります。

(23) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7.739百万円であり、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(24) 有形固定資産の減価償却累計額は、2,928百万円であります。

(25) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は157百万円であります。

(26) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税法上の繰越欠損金	162百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	524
退職給付引当金損金算入限度超過額	22
その他有価証券評価差額金	21
その他	264
繰延税金資産小計	995
税法上の繰越欠損金に係る評価性引当額	142
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	333
繰延税金資産合計	520
繰延税金負債	
建物(減価償却資産)	0
その他有価証券評価差額金	3
繰延税金負債合計	4
繰延税金資産の純額	515百万円

注1)税法上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の残高

	1年以内	
	合計	
税法上の繰越欠損金	162	162百万円
評価性引当額	—	△142百万円
繰延税金資産	—	20百万円

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

税務上の繰越欠損金は162百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産20百万円を計上しております。この繰延税金資産 20 百万円は令和8年3月期に税引前当期純損失 1,437 百万円計上したことにより生じた繰越欠損金の残高 162 百万円(法定実効税率を乗じた額)に対して全額認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

(27) 担保提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 19,000百万円
担保資産に対応する債務	預 金 19,776百万円
	借入金 6,000百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金5,675百万円を担保として提供しております。

(28) 出資 1 口当たりの純資産額は、1,104円35銭であります。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	2,795,284	2,978,282
資 金 運 用 収 益	2,466,871	2,716,595
貸 出 金 利 息	2,278,949	2,430,209
預 け 金 利 息	138,397	230,120
有価証券利息配当金	40,173	46,897
その他の受入利息	9,350	9,368
役 務 取 引 等 収 益	182,462	192,339
そ の 他 業 務 収 益	53,036	19,609
そ の 他 経 常 収 益	92,914	49,737
償 却 債 権 取 立 益	398	1,207
株 式 等 売 却 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	92,515	48,530
経 常 費 用	2,604,198	4,470,200
資 金 調 達 費 用	145,259	401,195
預 金 利 息	140,248	392,299
給付補填備金繰入額	4,090	8,634
借 用 金 利 息	919	261
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	363,684	372,112
そ の 他 業 務 費 用	873	656,496
経 費	1,861,637	1,874,715
人 件 費	1,133,201	1,136,637
物 件 費	657,872	661,939
税 金	70,563	76,138
そ の 他 経 常 費 用	232,743	1,165,679
貸倒引当金繰入額	191,193	1,081,133
貸 出 金 償 却	20,786	44,899
そ の 他 の 経 常 費 用	20,763	39,646
経 常 利 益	191,086	△1,491,917
特 別 利 益	13	109
固 定 資 産 処 分 益	13	109
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	447	4,664
固 定 資 産 処 分 損 失	447	4,664
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	190,652	△1,496,472
法人税、住民税及び事業税	11,918	9,188
法 人 税 等 調 整 額	△63,001	△67,933
当 期 純 利 益	241,735	△1,437,727
繰越金(当期首残高)	60,491	46,532
経営安定積立金取崩額	—	200,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	302,226	△1,191,194

(損益計算書の注記事項) (1)出資1口当たりの当期純損失額は、270円63銭であります。

損失処理計算書

		(単位:千円)	
	令和6年度		令和7年度
当期末処分剰余金	302,226	当期末処理損失金	1,191,194
特別積立金取崩額	—	損失金処理額	1,191,194
剰余金処分額	255,694	特別積立金取崩額	175,000
利益準備金	31,000	利益準備金取崩額	1,016,194
出資に対する配当金	54,694	繰越金(当期末残高)	—
	(年1.0%の割合)		
経営安定積立金	170,000		
繰越金(当期末残高)	46,532		

財務諸表の適正性、内部監査の有効性について経営者責任に関する確認書

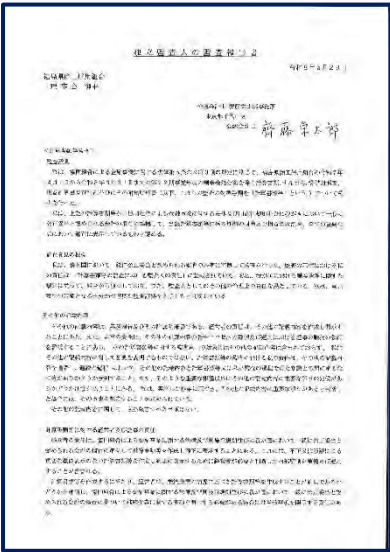
確認書

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書の適正性、および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

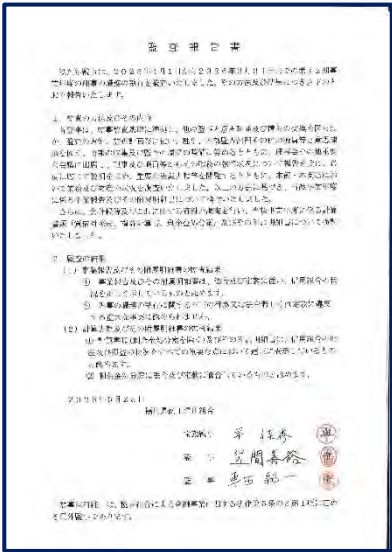
令和8年5月28日
福島県商工信用組合
理事長 須佐 真子

監査の状況

会計監査人の監査報告書



監事の監査報告書



当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「損失処理計算書」等につきましては、会計監査人である「公認会計士齊藤栄太郎事務所 公認会計士齊藤栄太郎氏」の監査を受けております。

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円、口、人、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	2,587	2,517	2,711	2,795	2,978
経常利益(損失)	△421	64	118	191	△1,491
当期純利益(損失)	△459	79	103	241	△1,437
預金積金残高	192,198	186,504	182,369	179,182	173,938
貸出金残高	126,490	123,858	121,267	125,109	124,168
有価証券残高	7,463	7,294	7,934	8,586	6,018
総資産額	201,384	194,731	190,237	190,382	186,430
純資産額	7,554	7,318	7,128	6,988	5,547
自己資本比率(単体)	9.46	9.58	9.20	8.72	6.60
出資総額	5,770	5,621	5,460	5,309	5,023
出資総口数	5,770,927	5,621,990	5,460,623	5,309,955	5,023,054
出資に対する配当金	57	57	56	54	—
職員数	202	188	186	179	180

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	令和6年度	194,561	2,466,871	1.26
	令和7年度	188,422	2,716,595	1.44
うち 貸出金	令和6年度	124,591	2,278,949	1.82
	令和7年度	123,722	2,430,209	1.96
〃 預け金	令和6年度	60,933	138,397	0.22
	令和7年度	55,346	230,120	0.41
〃 有価証券	令和6年度	8,736	40,173	0.45
	令和7年度	9,052	46,897	0.51
資金調達勘定	令和6年度	191,015	145,259	0.07
	令和7年度	185,089	401,195	0.21
うち 預金積金	令和6年度	190,740	144,339	0.07
	令和7年度	185,028	400,933	0.21
〃 譲渡性預金	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
〃 借入金	令和6年度	274	919	0.33
	令和7年度	61	261	0.42

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度333千円、令和7年度860千円)を控除して表示しています。

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回 (A)	1.26	1.44
資金調達原価率 (B)	1.04	1.22
総資金利鞘 (A-B)	0.22	0.21

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円、%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	2,321,612	2,315,399
資金運用収益	2,466,871	2,716,595
資金調達費用	145,259	401,195
役務取引等収支	△181,221	△179,773
役務取引等収益	182,462	192,339
役務取引等費用	363,684	372,112
その他の業務収支	52,163	△636,886
その他業務収益	53,036	19,609
その他業務費用	873	656,496
業務粗利益	2,192,553	1,498,739
業務粗利益率	1.12	0.79
業務純益	325,609	△462,763
実質業務純益	337,946	△368,819
コア業務純益	337,946	286,649
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	337,946	286,649

- (注)1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
 2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	令和6年度		令和7年度	
	金額	対前期増減	金額	対前期増減
受取利息	2,466,871	125,209	2,716,595	249,724
支払利息	145,259	106,786	401,195	255,936

役務取引の状況

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	182,462	192,339
受入為替手数料	45,583	44,690
その他の受入手数料	136,801	147,544
その他の役務取引等収益	77	103
役務取引等費用	363,684	372,112
支払為替手数料	20,252	19,810
その他の支払手数料	111	111
その他の役務取引等費用	343,320	352,190

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
外国通貨売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	53,036	19,609
その他業務収益合計	53,036	19,609

経費の内訳

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
人件費	1,133,201	1,136,637
報酬給与手当	919,090	934,289
賞与引当金純繰入額	579	△211
退職給付費用	59,393	52,794
社会保険料等	154,136	149,764
物件費	657,872	661,939
事務費	272,991	278,963
固定資産費	150,659	150,142
事業費	53,057	60,354
人事厚生費	17,343	15,661
預金保険料	27,938	27,474
有形固定資産償却	124,974	117,378
無形固定資産償却	10,908	11,965
税金	70,563	76,138
経費合計	1,861,637	1,874,715

総資産利益率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.09	△0.77
総資産当期純利益率	0.12	△0.74

(注)総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
職員1人当りの預金残高	1,001	966
職員1人当りの貸出金残高	698	689

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
1店舗当りの預金残高	11,198	10,871
1店舗当りの貸出金残高	7,819	7,760

預貸率及び預証率

(単位:%)

		令和6年度	令和7年度
預貸率	期中平均	65.31	66.86
	期 末	69.82	71.38
預証率	期中平均	4.58	4.89
	期 末	4.79	3.45

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

オフ・バランス取引の状況

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
債務保証見返	75	54

<預金項目>

預金積金種目別平均残高

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	67,617	35.4	66,856	36.1
定期性預金	123,123	64.5	118,171	63.8
譲渡性預金その他	—	-	—	-
合計	190,740	100.0	185,028	100.0

金利区分別定期預金残高

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	104,874	99.1	101,619	99.1
変動金利定期預金	—	—	—	—
その他区分による定期預金	950	0.8	917	0.8
合計	105,824	100.0	102,536	100.0

預金者別預金残高

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	121,426	67.7	114,986	66.1
法人	57,756	32.2	58,951	33.8
一般法人等	39,842	22.2	38,042	21.8
金融機関	4	0.0	5	0.0
公金	17,909	9.9	20,903	12.0
合計	179,182	100.0	173,938	100.0

財形貯蓄残高

	令和6年度	令和7年度
財形貯蓄残高	772	760

<貸出金項目>

貸出金種類別平均残高

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	362	0.2	241	0.1
手形貸付	7,998	6.4	7,937	6.4
証書貸付	113,153	90.8	112,305	90.7
当座貸越	3,077	2.4	3,237	2.6
合計	124,591	100.0	123,722	100.0

貸出金金利区分別残高

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	69,314	55.4	67,238	54.1
変動金利貸出	55,794	44.5	56,930	45.8
合計	125,109	100.0	124,168	100.0

貸出金使途別残高

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	70,387	56.2	68,752	55.3
設備資金	54,721	43.7	55,415	44.6
合計	125,109	100.0	124,168	100.0

(注)個人向け貸出金については、住宅資金は設備資金、消費・納税資金等は運転資金として表示しています。

貸出金業種別残高

	令和6年度		(単位:百万円、%) 令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	5,225	4.1	4,865	3.9
農業、林業	433	0.3	421	0.3
漁業	1	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	16,897	13.5	17,070	13.7
電気・ガス・熱供給・水道業	160	0.1	136	0.1
情報通信業	473	0.3	447	0.3
運輸業、郵便業	5,606	4.4	5,593	4.5
卸売業・小売業	7,738	6.1	7,969	6.4
金融業・保険業	191	0.1	147	0.1
不動産業	14,540	11.6	15,661	12.6
物品賃貸業	410	0.3	482	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	1,102	0.8	1,447	1.1
宿泊業	1,505	1.2	1,480	1.1
飲食業	1,631	1.3	1,484	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	1,572	1.2	1,361	1.0
教育、学習支援業	691	0.5	778	0.6
医療、福祉	1,423	1.1	1,392	1.1
その他のサービス	6,414	5.1	6,181	4.9
その他の産業	883	0.7	961	0.7
小 計	66,904	53.4	67,885	54.6
国・地方公共団体等	18,139	14.4	16,665	13.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	40,064	32.0	39,617	31.9
合 計	125,109	100.0	124,168	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

	(単位:百万円) 令和7年度	
	令和6年度	令和7年度
消費者ローン	6,101	6,351
住宅ローン	26,896	26,284

貸出金担保種類別残高

	令和6年度		(単位:百万円、%) 令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当信用組合預金積金	866	0.6	859	0.6
有価証券	—	—	—	—
動産	9	0.0	—	—
不動産	59,155	47.2	59,116	47.6
その他	288	0.2	122	0.0
小計	60,319	48.2	60,098	48.4
信用保証協会・信用保険	28,237	22.5	27,183	21.8
保証	260	0.2	263	0.2
信用	36,291	29.0	36,622	29.4
合計	125,109	100.0	124,168	100.0

債務保証見返担保種類別残高

	令和6年度		(単位:百万円、%) 令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当信用組合預金積金	1	2.2	3	6.7
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	25	33.3	24	44.6
その他	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	48	64.4	26	48.6
信用	—	—	—	—
合計	75	100.0	54	100.0

貸出金償却額

	(単位:百万円) 令和6年度		令和7年度
貸出金償却	20		44

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	45	24
株式会社日本政策金融公庫	13	10
独立行政法人住宅金融支援機構	213	192
独立行政法人福祉医療機構	2	2
合計	275	228

金融再生法に基づく債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)／(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年度	2,587	1,399	1,187	100.00
	令和7年度	3,036	1,390	1,646	100.00
危 険 債 権	令和6年度	1,546	648	198	54.78
	令和7年度	2,925	1,998	627	89.74
要 管 理 債 権	令和6年度	120	74	—	61.41
	令和7年度	239	170	16	78.07
	三 月 以 上	80	57	—	71.43
	延 滞 債 権	70	55	4	85.37
	貸 出 条 件	40	16	—	41.30
	緩 和 債 権	168	114	11	75.01
不 良 債 権 計	令和6年度	4,253	2,122	1,386	82.47
	令和7年度	6,201	3,558	2,290	94.31
正 常 債 権	令和6年度	121,106			
	令和7年度	118,177			
合 計	令和6年度	125,360			
	令和7年度	124,379			

1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1. および2. を除く)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等(B)」は、「不良債権計(A)」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

<その他項目>

有価証券の時価等情報

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	1,850	1,753	△96	1,850	1,664	△185
	社債	803	762	△40	803	734	△69
合計		2,653	2,516	△137	2,653	2,398	△254

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株式	33	19	14	33	19	14
	小計	33	19	14	33	19	14
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	2,147	2,200	△52	1,644	1,700	△55
	社債	3,749	4,239	△489	1,684	1,706	△21
	小計	5,897	6,439	△542	3,328	3,406	△77
合計		5,930	6,458	△527	3,362	3,425	△63

(注)市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	2	2
その他の証券	0	0
全信組連出資金	300	300
組合出資金	0	0
合計	302	302

(注)非上場株式、全信組連出資金及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
その他の証券については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

	年度	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
地方債	令和6年度	497	1,557	1,943	—
	令和7年度	—	1,554	1,754	—
社債	令和6年度	—	1,681	1,264	1,607
	令和7年度	798	1,159	460	—
合計	令和6年度	497	3,238	3,207	1,607
	令和7年度	798	2,713	2,215	—

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
地方債	3,668	41.9	4,002	44.2
社債	5,045	57.7	5,028	55.5
株式	21	0.2	21	0.2
その他の証券	0	0.0	0	0.0
合計	8,736	100.0	9,052	100.0

商品有価証券種類別平均残高

該当事項はありません。

先物取引の時価情報

該当事項はありません。

オプション取引の時価情報

該当事項はありません。

公共債引受額

該当事項はありません。

公共債窓販実績

該当事項はありません。

公共債ディーリング実績

該当事項はありません。

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	91,428	121,726	91,476	103,669
	他の金融機関から	136,275	89,570	135,512	86,821
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

外貨建資産残高

該当事項はありません。

＜自己資本の充実の状況等＞

1. 自己資本の構成に関する事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、当組合が積み立てている以外のものは、地域の皆様による普通出資金によります。また、当組合では優先出資の取扱いはありません。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、現在の当組合の自己資本比率は、国内基準である4%を上回る水準にあり、経営の健全性・安全性を十分に確保しております。

尚、今後の自己資本の充実策については、収益からの内部留保の積み上げを目指しております。

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	7,317	5,592
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,309	5,023
うち、利益剰余金の額	2,062	569
うち、外部流出予定額(△)	54	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	130	225
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	130	225
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,447	5,818
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	25	52
うち、のれんに関するものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	25	52
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上され	—	—

るものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象 資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他の金融機関等の対象普通出資 等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係 る無形固定資産関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに 限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他の金融機関等の対象普通出資 等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係 る無形固定資産関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに 限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	25	52
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	7,422	5,766
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計	80,499	82,410
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に 算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセン トで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額	4,538	4,865
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	85,037	87,275
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.72%	6.60%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		リスクアセット等	所要自己資本額	リスクアセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計		80,499	3,219	82,410	3,296
①	標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	80,499	3,219	82,410	3,296
	(i)ソブリン向け	240	9	90	3
	(ii)金融機関向け	10,167	406	10,543	421
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
	(iii)カバード・ボンド向け	—	—	—	—
	(iv)法人等向け	7,974	318	8,996	359
	(v)中堅中小企業等・個人向け	19,733	789	19,464	778
	トランザクター向け	—	—	—	—
	(vi)不動産関連向け	33,627	1,345	34,480	1,379
	自己居住用不動産等向け	15,311	612	15,035	601
	賃貸用不動産向け	10,183	407	11,165	446
	事業用不動産関連向け	6,166	246	6,023	240
	その他不動産関連向け	145	5	94	3
	ADC向け	1,820	72	2,161	86
	(vii)劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
	(viii)延滞等向け	2,547	101	2,492	99
	(ix)自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	348	13	465	18
	(x)株式等	—	—	—	—
	(xi)重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	(xii)他の金融機関等の対象資本等調達手段うち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外	—	—	—	—
	(xiii)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	300	12	300	12
	(xiv)その他	5,559	222	5,576	223
② 証券化エクスポージャー		—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—

	ルック・スルー方式	—	—	—	—
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引		—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額		—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除していた額		4,538	181	4,865	194
	BI	3,025		3,243	
	BIC	363		389	
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)		85,037	3,401	87,275	3,491

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には出資金・取立未済手形・その他の資産等が該当しております。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項はありません。

7. 当組合では、標準的計測手法かつ ILM を「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスクの管理の方針および手続の概要

融資は、特定の業種や取引先に偏らない小口多数を基本にしています。貸出先全体のなかで1億円未満の貸出先数の占める割合は97.5%、貸出金残高で1億円未満の貸出の占める割合は61.0%となっております。また融資研修を実施して人材教育に努めております。資産査定は「自己査定委員会」が相互牽制機能を発揮して厳格に実施しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に適格格付機関を使用する場合は、以下を採用します。尚、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行ないません。

ムーディーズ、スタンダード＆プアーズ(S&P)、フィッチレーティングス、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)

(3) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<種類別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						延滞エク スポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバテ ィブ以外のオフ・バラ ンス取引		債券			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	5,331	4,959	5,331	4,959	－	－	286	226
農業、林業	641	612	641	612	－	－	－	10
漁業	1	0	1	0	－	－	－	－
鉱業、砕石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	18,302	18,419	18,302	18,419	－	－	699	889
電気・ガス・熱供給・水道業	1,778	1,754	175	151	1,603	1,603	－	－
情報通信業	478	447	478	447	－	－	2	2
運輸業、郵便業	5,746	5,683	5,746	5,683	－	－	121	92
卸売業、小売業	8,092	8,368	8,092	8,368	－	－	213	219
金融業、保険業	225	180	225	180	－	－	18	17
不動産業	15,109	16,206	15,109	16,206	－	－	702	766
物品賃貸業	410	482	410	482	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	1,451	1,792	1,451	1,792	－	－	17	16
宿泊業	1,505	1,480	1,505	1,480	－	－	5	564
飲食業	2,082	1,986	2,082	1,986	－	－	199	234
生活関連サービス業、娯楽業	2,079	2,010	2,079	2,010	－	－	23	18
教育、学習支援業	691	778	691	778	－	－	－	－
医療、福祉	1,424	1,393	1,424	1,393	－	－	33	33
その他のサービス	7,256	6,994	7,256	6,994	－	－	364	388
その他の産業	883	962	883	962	－	－	65	65

国・地方公共団体等	25,633	21,126	18,143	16,669	7,490	4,456	—	—
個人	35,249	34,745	35,249	34,745	—	—	952	1,332
その他	58,049	58,604	—	—	—	—	—	—
業種別合計	192,425	188,990	125,283	124,325	9,093	6,059	3,706	4,878
1年以下	13,480	13,892	12,980	13,092	500	800		
1年超3年以下	8,171	9,313	6,371	6,806	1,800	2,506		
3年超5年以下	12,070	15,097	10,562	14,804	1,508	293		
5年超7年以下	20,031	14,852	19,640	14,242	391	610		
7年超10年以下	28,346	26,503	25,484	24,652	2,862	1,850		
10年超	48,893	46,856	46,863	46,856	2,030	—		
貸出金に関する期間の定めのないもの	3,381	3,870	3,381	3,870	—	—		
その他	58,049	58,604	—	—	—	—		
残存期間別合計	192,425	188,990	125,283	124,325	9,093	6,059		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャー、残存期間の判定困難なエクスポージャーであります。具体的には現金・取立未済手形・出資金・有形固定資産等が含まれております。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
7. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	128	12	222	93
個別貸倒引当金	1,386	△248	2,273	886
合計	1,514	△236	2,495	980

(5) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度
製造業	96	154	154	128	—	19	96	135	154	128	—	—
農業、林業	1	1	1	12	—	—	1	1	1	12	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	224	244	244	414	19	13	204	231	244	414	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	23	13	13	11	5	—	18	13	13	11	—	—
卸売業、小売業	79	107	107	144	—	10	79	97	107	144	—	36
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	116	124	124	397	0	—	116	124	124	397	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5	5	5	15	—	—	5	5	5	15	—	—
宿泊業	388	—	—	217	388	—	—	—	—	217	20	—
飲食業	11	9	9	16	—	—	11	9	9	16	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	19	19	19	—	—	—	19	19	19	—	—
その他のサービス	219	219	219	255	13	56	206	162	219	255	—	8
その他の産業	61	61	61	61	—	—	61	61	61	61	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	406	424	424	578	—	—	406	424	424	578	—	—
合計	1,634	1,386	1,386	2,273	427	100	1,207	1,286	1,386	2,273	20	44

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイト の加重平均値	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		オン・バランス 資産項目		オン・バランス 資産項目		信用リスク・ア セットの額			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度
現金	2,577	1,450	—	—	2,577	1,450	—	—	—	—	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,030	—	—	—	1,030	—	—	—	—	—	0%	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	22,200	20,172	—	—	22,200	20,172	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	2,408	906	—	—	2,408	906	—	—	240	90	10%	10%
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	50,835	52,717	—	—	50,835	52,717	—	—	10,167	10,543	20%	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向け）	10,698	11,968	468	529	10,519	11,719	0	0	7,974	8,996	76%	77%
特定貸付債権向け	1,603	1,603	—	—	1,603	1,603	—	—	320	320	20%	20%
中堅中小企業等向け及び個人向け	26,319	25,897	18,432	18,105	25,789	25,477	73	50	19,733	19,502	76%	76%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	47,670	48,283	—	—	47,578	48,186	—	—	33,627	34,480	71%	72%
自己居住用不動産等向け	27,093	26,319	—	—	27,064	26,278	—	—	15,311	15,035	57%	57%
賃貸用不動産向け	11,620	12,901	—	—	11,620	12,890	—	—	10,183	11,165	88%	87%
事業用不動産関連向け	6,878	6,740	—	—	6,830	6,698	—	—	6,166	6,023	90%	90%
その他不動産関連向け	257	159	—	—	242	157	—	—	145	94	60%	60%
ADC向け	1,820	2,161	—	—	1,820	2,161	—	—	1,820	2,161	100%	100%
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

延滞等債権向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,230	2,238	34	77	3,199	2,200	—	—	2,547	2,492	80%	113%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	476	465	—	—	476	465	—	—	348	465	73%	100%
取立未済手形	13	12	—	—	13	12	—	—	2	2	20%	20%
信用保証協会等による保証付	20,272	18,157	—	—	20,272	18,157	—	—	748	707	4%	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計									75,390	77,282		

(7) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	2577	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1030	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	2408	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	50835	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向け)	—	—	—	1603	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

特定貸付債権向け	-	-	-	1,603	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け 及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	75	-	-	-	-	-	-	12,466	-	-	-	-	-	-	4,572	-
自己居住用不動産 等向け	-	-	-	-	-	-	-	12,466	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,330	-
事業用不動産関連 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	242	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他 資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等債券向け(自 己居住用不動産等向 けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	183	-	-	-
自己居住用不動産等 向けエクスポージャ ーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等によ る保証付	12,743	7,497	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活 性化支援機構等によ る保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	38,627	9,906	-	52,452	-	-	-	12,466	-	-	-	-	183	-	4,572	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93. 75%	100 %	105 %	110 %	112 .5%	130 %	150 %	250 %	400 %	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,577
我が国の中央政府及 び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,030
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団 体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,200
外国の中央政府等以 外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2408
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50835
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向け)	-	-	-	8412	-	-	503	-	-	-	-	-	-	-	-	10519
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,803
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	24517	-	-	-	-	1,345	-	-	-	-	-	-	-	-	25,862
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	2,398	14,597	-	-	1,948	-	1,820	6,985	2,713	-	-	-	-	-	-	47,578
自己居住用不動産等向け	-	14,597	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,064
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	6	-	-	6,985	223	-	-	-	-	-	-	11,820
事業用不動産関連向け	2,398	-	-	-	1,942	-	-	-	2,490	-	-	-	-	-	-	6,880
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	242
ADC向け	-	-	-	-	-	-	1,820	-	-	-	-	-	-	-	-	1,820
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等債券向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	540	-	-	-	-	1,274	-	-	-	2,000
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	348	-	-	-	-	-	-	-	-	348
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,241
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,398	39,115	-	8,412	1,948	-	4,558	6,985	2,713	-	-	1,276	-	-	-	185,616

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	1,450	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	20,172	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	906	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	52,908	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向け)	-	-	-	1,603	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	1,603	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	11,683	-	-	-	-	-	-	5,423	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	11,683	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,266	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	157	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

延滞等債券向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	481	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	11,081	7,076	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	32,703	7,982	-	54,524	-	-	-	11,683	-	-	-	-	-	481	-	5,423	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,450
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,172
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	906
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52,908
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向け)	-	-	-	9,599	-	-	515	-	-	-	-	-	-	-	-	11,719
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,603

中堅中小企業等向け 及び個人向け	-	24,102	-	-	-	-	1,425	-	-	-	-	-	-	-	25,528
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	2,495	14,595	-	-	1,729	-	2,161	7,624	2,472	-	-	-	-	-	48,186
自己居住用不動産 等向け	-	14,595	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26,278
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	7,624	-	-	-	-	-	-	12,890
事業用不動産関連 向け	2,495	-	-	-	1,729	-	-	-	2,472	-	-	-	-	-	6,698
その他不動産関連 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	157
ADC向け	-	-	-	-	-	-	2,161	-	-	-	-	-	-	-	2,161
劣後債権及びその他 資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等債券向け(自 己居住用不動産等向 けを除く。)	-	-	-	-	-	-	655	-	-	-	-	1,064	-	-	2,201
自己居住用不動産等 向けエクスポージャ ーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	465	-	-	-	-	-	-	-	465
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
信用保証協会等によ る保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,157
株式会社地域経済活 性化支援機構等によ る保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,495	38,698	-	9,599	1,729	-	5,223	7,624	2,472	-	-	1,064	-	-	181,708

(8) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF の加重平均 値(%)		資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用リ スク削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度
40%未満	113,476	106,916	－	－	－	－	113,452	106,894
40%～70%	7,198	8,457	26	32	0.000	－	7,154	8,400
75%	39,651	39,064	18,425	18,071	0.399	0.298	39,115	38,698
80%	－	－	－	－	－	－	－	－
85%	8,591	9,848	408	448	0.004	－	8,412	9,599
90%～100%	12,007	10,902	68	113	－	－	11,968	10,862
105%～130%	9,698	10,107	－	－	－	－	9,698	10,096

150%	1,286	1,073	6	45	0.000	0.111	1,276	1,064
250%	439	515	—	—	—	—	439	515
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	192,350	186,885	18,935	18,712	0.388	0.288	191,518	186,133

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を出来得る限り軽減するために、取引先によっては、不動産担保や保証会社保証・信用保証協会保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、第一義的には、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、「重要事項のご案内」によりお客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、自組合の預金積金があり、担保に関する手続きについては、組合が定める「融資事務規程」や「担保評価基準書」等により、適切な事務取扱と適正な評価管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める「融資事務規程」等に則り適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	833	806	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引および長期決済期間取引について取扱を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引について取扱を行っておりません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等については、当組合が定めた「市場リスク管理規程」や「有価証券種類別運用枠・リスクリミット」等により時価評価および最大予想損失額によりリスクを計測把握し、定められたリスク限度額内での運用を行います。

非上場株式、全信組連出資金等については、自己査定時に財務諸表等から適正に評価し、経営陣への報告を行いリスク管理に努めております。

なお、会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っております。

(2) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	取得原価	貸借対照表計上額	取得原価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	335	321	335	321
合計	335	321	335	321

(3) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

該当ありませんので省略いたします。

(4) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	—	—
売却損	—	655
償却	—	—

(5) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	△527	△63

(6) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありませんので省略いたします。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありませんので省略いたします。

9. 金利リスクに関する事項

❖ リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

❖ 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

➢ 計測手法

当組合は、信用組合業界で構築した SKC-ALM システムを用いて、銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB)を算出しております。△EVE が正となる通貨のみを単純合算しております。

➢ 金利感応資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利感応度を有する資産・負債

➤ 測定頻度 毎月

➤ 割引金利に与える金利ショック値 リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同様。

➤ コア預金 対象 流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

流動性預金全般に占める割合 残高の47.29%

金利改定の満期 平均1.18年(最長2.5年)

コア預金の考慮については金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮しております。

➤ 固定金利貸出の期限前返済 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮しております。

➤ 定期預金の早期解約 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮しております。

➤ 固定金利コミットメントライン 考慮しておりません。

❖ IRRBB 関連以外の金利リスクを計測する際の金利ショックは、99パーセンタイル値を用いて算出しています。

❖ 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	4,844	4,226	529	614
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	3,404	2,934		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	708	727		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	4,844	4,226	529	614
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	7,422		5,765	

「ΔEVE」とは、「IRRBB」(バーゼル委員会により定められた手法による銀行勘定の金利リスク)のうち経済価値ベースとして計測されるもので、金利変動シナリオにおける金利ショックに対する経済的価値の減少額をいいます。

「ΔNII」とは、「IRRBB」のうち期間収益ベースとして計測されるもので、金利変動シナリオ(「上方パラレルシフト」「下方パラレルシフト」の2シナリオ)における金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益減少額をいいます。

10. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。優先出資や劣後ローンによる自己資本調達はありません。

発行主体	福島県商工信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	5,023百万円

主な手数料

(令和8年7月31日現在)

為替(国内)

(単位:円・消費税10%を含む)

					料金
振込	当信用組合の本支店宛	3万円未満	1件		330
		3万円以上	1件		550
	当信用組合の同一店内	3万円未満	1件		330
		3万円以上	1件		550
	家賃地代専用入金帳 による振込	当信用組合同一店内	1件		110
		当信用組合本支店宛	1件		220
	他行宛	電信扱	3万円未満	1件	660
			3万円以上	1件	880
		文書扱	3万円未満	1件	660
			3万円以上	1件	880
振込 (ATM利用)	当信用組合の本支店宛	3万円未満	1件		110
		3万円以上	1件		330
	当信用組合の同一店内	3万円未満	1件		無料
		3万円以上	1件		無料
	他行宛	3万円未満	1件		440
		3万円以上	1件		660
代金取立	自店振出小切手		1件		無料
	電子交換	小切手	1件		440
		手形他	1件		880
	電子交換以外		1件		1,100
その他	当信用組合の本支店 宛および他行宛	送金・振込組戻料	1件		660
		取立手形組戻料	1通		660
		取立手形店頭呈示料	1通		660
		不渡手形返却料	1通		660
		その他特殊扱等手数料			実費

ライオンズクラブから表彰を受けました。

けんしん本宮支店は、店舗周辺の清掃活動を営業日の朝に行っております。令和8年3月にライオンズクラブ国際協会332-D 地区から「自然環境の整備・保全事業」への積極的な活動に対して、環境保全功労表彰を受けました。

けんしんでは、これからも地域の活動を積極的に推進してまいります。



融資

(単位:円・消費税10%を含む)

			料金
融資関係取扱手数料	1,000万円未満	1件	11,000
	1,000万円以上	1件	33,000
融資取扱枠設定手数料	1,000万円未満	1件	11,000
	1,000万円以上	1件	33,000
不動産担保取扱手数料	(根)抵当権設定契約	1件	33,000
	営業区域外担保	加算	11,000
	設定内容変更	1件	11,000
条件変更手数料		1件	33,000
繰上完済手数料(完済時の元本が100万円以上の場合)		1件	返済額の2.00%(千円未満切捨) (繰上完済の特約がないものは5,500円)
繰上償還手数料(内入金額が約定返済金額の6ヶ月分超の場合)		1件	内入額の1.00%(千円未満切捨) (期限前繰上償還の特約がないものは5,500円)
商業手形取扱手数料		1銘柄毎	1,430
融資見込証明書発行手数料	証明額5千万円未満	1通	5,500
	証明額5千万円以上	1通	11,000
住宅ローン取扱手数料 (新規取扱時)	「お役に建てますα」	1件	申込金額の0.50% (消費税抜・千円未満切捨)
	上記以外	1件	申込金額の1.00% (消費税抜・千円未満切捨)
アパート等融資取扱手数料(新規取扱時)		1件	申込金額の1.00% (消費税抜・千円未満切捨)
当座貸越開設・更新手数料(預金担保を除く)		1件	融資取扱枠設定・更新手数料による

その他

(単位:円・消費税10%を含む)

				料金	
CD(現金自動支払機) ATM(現金自動預払機) 利用手数料	当信用組合のカード (ご利用1回につき)		平日	無料	
			土曜	無料	
			日祝日	無料	
	提携他行カード (ご利用1回につき)		平日	18時まで	110
				18時以降	220
			土曜	14時まで	110
				14時以降	220
		日祝日	220		
当信用組合のカードを提携金融機関のCD・ATMでご利用の場合、提携金融機関所定の手数料がかかります。 福島県内4信用組合間でのATM利用手数料は無料になります。					
残高証明書発行手数料	都度発行		1通	440	
	英文による発行		1通	1,100	
	監査法人用		1通	3,300	
	当組合所定外		1通	1,100	

			料金
取引履歴発行手数料	1年以内	1通	550
	1年増すごとに追加	1通	550
利息証明書発行手数料		1通	440
再発行手数料	証書再発行手数料	1件	1,100
	通帳再発行手数料	1件	1,100
	紛失によるキャッシュカード再発行手数料	1件	1,100
	紛失によるローンカード再発行手数料	1件	1,100
両替手数料	1枚～50枚		無料
	51枚～500枚		550
	501枚以上		1,100
	501枚以上は500枚を超える毎に550円を加算します。 硬貨による入出金・振込などにつきましても上記手数料をいただきます。 同日に複数の取扱いがある場合も1回として、合計枚数に応じた手数料がかかります。 両替の「お取扱枚数」は、ご持参された枚数(両替前)とお持帰りになる枚数(両替後)とのいずれか多い方いたします。		
通帳・証書紛失解約手数料			550
法人カード発行手数料			550
口座振替手数料は、振替契約所定の手数料			契約書に明記
貯蓄預金(Ⅰ型)支払超過手数料			110
未利用口座管理手数料	①令和2年6月1日以降開設された普通預金口座であること。 ②最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しの利用がないこと。 (普通預金利息入金や未利用口座管理手数料の引落は除きます。) ③当該普通預金口座の残高が1万円未満であること。 ④総合口座の場合、定期預金のお取引がないこと。 ⑤定期預金の利息受取口座に指定されていないこと。 ⑥お借入れがないこと。 ①～⑥のすべてに該当する普通預金口座に対して年間1,320円の口座管理手数料をいただきます。		

けんしんの「人を育てる」取組み

・職場体験学習・インターンシップの受け入れ

けんしんでは、中学生と高校生を対象とした職場体験学習や大学生などのインターンシップを積極的に受け入れています。参加者には金融機関の営業活動を体験して頂くために、営業店での現場実習をメインとして、職業に対する視野を広める手助けをしています。

令和7年度は、職場体験学習(高校2年生対象)は年間4名、学生インターンシップ(高校3年生・専門学校生・短大生・大学生対象)については年間6名の学生を受け入れました。

・職業教育に係る事業連携

けんしんでは、平成28年よりセイゼンビジネス公務員カレッジで「金融教育講座」の講義を行っています。令和7年度は12月10日に行い、49名が受講しました。



営業のご案内

(令和8年7月31日現在)

預金

種類		期間など	金額	しくみと特色
総合口座		随時	1円以上	1冊の通帳に普通預金と定期預金(スーパー定期・期日指定)をセット。当座貸越(担保預金の90%、最高500万円まで自動ご融資)で口座振替も一層便利。
普通預金		随時	1円以上	出し入れ自由で暮らしのおサイフ代わりに。給与振込や公共料金お支払いなどわずらわしさを一手に引き受けます。
無利息型普通預金(決済用預金)		随時	1円以上	出し入れ自由で暮らしのおサイフ代わりに。お利息はつきませんが、預金保険制度の全額保護の対象となります。
貯蓄預金		随時	1円以上	残高(ご指定の基準残高)に応じて金利が変動。普通預金に比べて高利回りで、資金を有利に運用できます。
当座預金		随時	1円以上	商取引代金お支払いに便利で安全な小切手・手形のためのご預金。
通知預金		据置7日以上	1万円以上	まとまった資金の短期運用に大変便利。お引き出しは2日前までにご連絡ください。
納税準備預金		納税時引出	1円以上	納税のためのご預金。税金が楽に納められお利息も普通預金より高く、そのうえ非課税ですからお得です(目的外お支払を除きます)。
定期預金	スーパー定期預金	1ヵ月以上 5年以内	1万円以上	お預け入れの時の利率は満期日までは変わりません。自由金利のメリットを生かせます。
	大口定期預金	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上	安全確実に大きく増やす運用プラン。自由金利でお得な利回り。
	期日指定定期預金	1年以上 3年以内	1万円以上 300万円未満	利息が利息を生む1年複利でお得な預金。1年経過後は1ヵ月以上前に期日を指定して自由に払い出しできます。
	年金定期預金	1年	1,200万円まで	けんしんに年金振込指定口座を持つ方だけの特別金利定期預金。
財形預金		一般:3年以上 住宅・年金: 5年以上	1,000円以上	給与からの天引きにより、計画的な財産形成を支援します。目的に応じて「一般」・「住宅」・「年金」の3種類があり、「年金」「住宅」には一定の非課税制度をご利用いただけます。(事業主との契約が必要です。)
定期積金		1年以上 5年以内	1,000円以上	目標の実現や、イザというときの備えに最適。安心確実な財産の基礎づくりに。

けんしんの新しい預金について

● 期間限定商品

けんしん2026サマー定期預金

(募集期間:2026年6月1日～2026年8月31日)

プレミアム定期預金(組合員限定)

(募集期間:2026年7月1日～2026年9月30日)

地域応援定期積金

(募集期間:2026年6月1日～2026年9月30日)

※ 期間に応じて、様々な商品を発売しております。



● 生前贈与定期預金「結(ゆい)」

個人のお客様を対象に贈与となるお預入れ限定での定期預金です。

預入の際には贈与者及び受贈者(預金契約者)の贈与契約書の作成が必要となります。

● 相続定期預金「未来」

個人のお客様を対象に被相続人から受け取られた相続預金限定での定期預金です。

相続預金受領1年以内の資金について特別金利での商品となります。

● 子育て応援定期積金「希望」

個人のお客様で「ファミたんカード」をお持ちの方を対象とする特別金利の定期積金です。

契約時18才以下のお子様1人につき1口座限定となります。

ご希望のお客様にはお子様の写真をお貼りした積金証書が作成可能です。



※ お気軽に担当者や営業店窓口にお問い合わせください。

貸出(個人向け)

種類	資金使途	金額	期間	担保・保証人等
住宅ローン	住宅の購入・新築・建替え・中古住宅の購入・底地購入・付帯設備の資金	10万円以上 1億円以内	35年以内	融資対象物件第1位抵当権、 家族の保証、 借地上の建物および必要により 第三者の保証(団信付あり)
住宅ローン α	住宅の購入・新築・リフォーム・底地購入・住宅資金借換	100万円以上 2億円以内	50年以内	融資対象物件第1位抵当権、 所有者・収入合算者保証加入、 保証会社の保証
無担保型 住宅借換ローン	住宅ローンの借換・ 諸費用を含む	50万円以上 1,000万円以内	20年以内	保証会社の保証
無担保型住宅借換 担保不足型ローン	住宅ローンで、担保 価値を超過する部分	10万円以上 500万円以内	15年以内	保証会社の保証
無担保型 リフォームローン	住宅増改築、バリア フリー工事、介護機 器購入、他社ローン 借換	10万円以上 1,000万円以内 (自営業者は 700万円以内)	20年以内	保証会社の保証
学資ローン “出世払い”	大学等の受験、その他 教育に関する資金 在学期間元本据置	入学金、授業料に 係る限度額は学部 により設定	在学期間 +10年以内	家族の保証。必要により第三者 保証人・不動産担保
新にこにこローン	資金使途自由	10万円以上 1,000万円以内	15年以内	保証会社の保証
新ライフローン 「かします」	資金使途自由	10万円以上 500万円以内	15年以内	保証会社の保証
ニコス マイカーローン	車両・バイク等の購入 既存車両ローン一 本化も可	10万円以上 500万円以内	7年以内	保証会社の保証
ニコス 教育ローン	教育資金 入学金・下宿等の 初期費用 在学期間元本据置可	10万円以上 500万円以内	在学期間 +7年以内	保証会社の保証
ニコス リフォームローン	住宅リフォーム資金 家具購入も可 他社リフォームロー ン一本化も可	10万円以上 500万円以内	10年以内 300万円以内 は7年以内	保証会社の保証

種類	資金使途	金額	期間	担保・保証人等
ニコス ハッピーローン	資金使途自由 使途証明資料必要	10万円以上 500万円以内	7年以内	保証会社の保証
多目的ローン	目的ローン 使途証明資料必要	10万円以上 2,000万円以内	15年以内	保証会社の保証
マイカーローン “車楽”	車両・バイク等の購入 既存マイカーローンの 借換、車検費用 も可	500万円以内	7年以内	配偶者又は相続予定者の保証
安心ライフ (負債一本化ローン)	消費者金融等の債 務整理 使途証明資料必要 家族の債務整理も可	50万円以上 1,500万円程度	必要期間	原則不動産担保・必要により第 三者保証人
新ここ一番	資金使途自由 事業性・旧債務返 済も可	10万円以上 500万円以内	15年以内	保証会社の保証
プレミアムローン	資金使途自由 旧債務返済も可	50万円以上 300万円以内	7年以内	配偶者の保証
カード・ローン “御用達” (公務員等に限定)	自由 (利払いのみで、返済方法 は債務者の任意)	限度額500万円	1年 信用状況 調査により 更新	配偶者の保証、
カード・ローン “プラス・ワン” (公務員等に限定)	自由	限度額100万円	1年 信用状況 調査により 更新	
カード・ローン ネクスト	自由	限度額 50万円から 300万円まで	1年 原則的に 自動更新	保証会社の保証
ふくしまっこ応援 教育カードローン	教育に係る受験・入 学・在学の費用	限度額 100万円以上 500万円以内	1年 原則的に 自動更新	保証会社の保証

貸出(事業者向け)

種類	使途	金額	期間	担保・保証人
協同組合等活性化資金 県中小企業団体中央会推薦融資	制度(1) 協同組合等の事業資金、 転貸資金 制度(2) 協同組合等構成員の運 転、設備資金	制度(1)3億円以内 制度(2) 運転:1,000万円以内 設備:5,000万円以内	制度(1)1年以内 制度(2) 運転:10年以内 設備:15年以内	決算内容、金額等により不動産担保
メンバーズビジネスローン 各地区商工会議所・商工会提携	運転資金 設備資金	5,000万円以内	運転: 7年以内 設備:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額等により不動産担保
けんしん ビジネスローン 郡山地区商工会広域協議会提携	運転資金 設備資金	1,000万円以内	運転: 7年以内 設備:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額等により不動産担保
信用組合資金	運転資金 設備資金	運転:2500万円以内 設備:2500万円以内 併用:2500万円以内	運転:10年以内 設備:15年以内 併用:15年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額により不動産担保。
十店会ローン (十店会会員対象)	運転資金 設備資金	2,000万円または年商の5分の1以内のいずれか低い金額	運転:3年以内 設備:3年以内	必要により代表者または事業承継人の保証のみ
パートナーローン 法人会・税理士会提携	運転資金 設備資金	運転:5000万円以内 設備:5000万円以内 併用:5000万円以内	運転: 7年以内 設備:10年以内 併用:10年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額により不動産担保
福島県中小企業者同友会提携ローン (同友会会員対象)	運転資金 設備資金	運転:2000万円以内 設備:1億円以内 併用:1億円以内	運転: 7年以内 設備:20年以内 併用:20年以内	必要により代表者または事業承継人の保証、金額により不動産担保
ビジネスフリー	運転資金 設備資金	500万円以内	10年以内	保証会社の保証、法人は必要により代表者、個人は保証人不要
一般資金	手形割引・・・一般商業手形割引 手形貸付・・・運転資金などの短期の貸付 証書貸付・・・設備資金などの長期の貸付(団体信用生命保険付あり) 当座貸越・・・運転資金などの短期の貸付			
地方公共団体にかかる制度融資	県および市町村による、各種制度融資をお取り扱いしています。			

貸出(代理業務)

種類	
代理業務	以下の代理店業務をお取り扱いしています。 全国信用協同組合連合会・(株)商工組合中央金庫・(株)日本政策金融公庫 独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法人住宅金融支援機構・独立行政法人福祉医療機構

各種サービス

種類	サービスの内容
ATM(現金自動預払機)	平日土日祝日共通で午前8時から午後8時までご利用できます(一部出張所では時間が異なります)。カードだけでご入金とお支払ができます。ATMでの払戻は、一つの口座につき、1日50万円までです。
全国オンラインキャッシュサービス	キャッシュカード1枚で、当信用組合の本支店はじめ全国のMICS加盟金融機関をご利用できます(一部お支払いのみ)。 セブン銀行ATMでは午前7時から午後10時までご利用できます。
給与振込サービス	毎月の給料やボーナスがご指定の口座に自動的に振り込まれます。
年金自動受取サービス	大切な年金が一度の手続きで自動的にご指定の預金口座に振り込まれます。受取のためにわざわざお出かけになる必要がなく、手間も省け安全です。
自動支払サービス	公共料金、税金、クレジット代金などを毎月自動的にご指定の口座からお支払いいたします。
為替サービス	全国どこへでも、スピーディにお振込・送金や手形小切手のお取立をします。
インターネット・バンキングサービス モバイル・バンキングサービス	パソコンやスマートフォンから、振込・振替・残高照会・入出金明細照会などのサービスが出来ます。
でんさいサービス	手形・振込に代わる決済手段としてでんさいネットが取り扱う電子記録債権(でんさい)をご利用いただけます。

しんくみアプリ with CRECO

令和5年6月より、家計管理等(口座管理)に便利なスマートフォン用アプリ「しんくみアプリ with CRECO」の取扱いを開始しております。インターネットバンキングの契約がなくても、キャッシュカードをご利用の個人のお客様であれば、普通預金の残高情報、入出金明細情報、定期預金明細、クレジットカード、電子マネーの利用明細などが確認できます。利用手数料は無料ですので、是非ご活用ください。

アプリインストールマニュアルについては、けんしんホームページに掲載しております。



福島県商工信用組合 ホームページリニューアル



【トップページ】

ためる、かりる、便利な使い方
店舗・ATM、手数料、金利情報
ピックアップ、インフォメーションなど、
重要な情報にアクセスしやすくなりました。



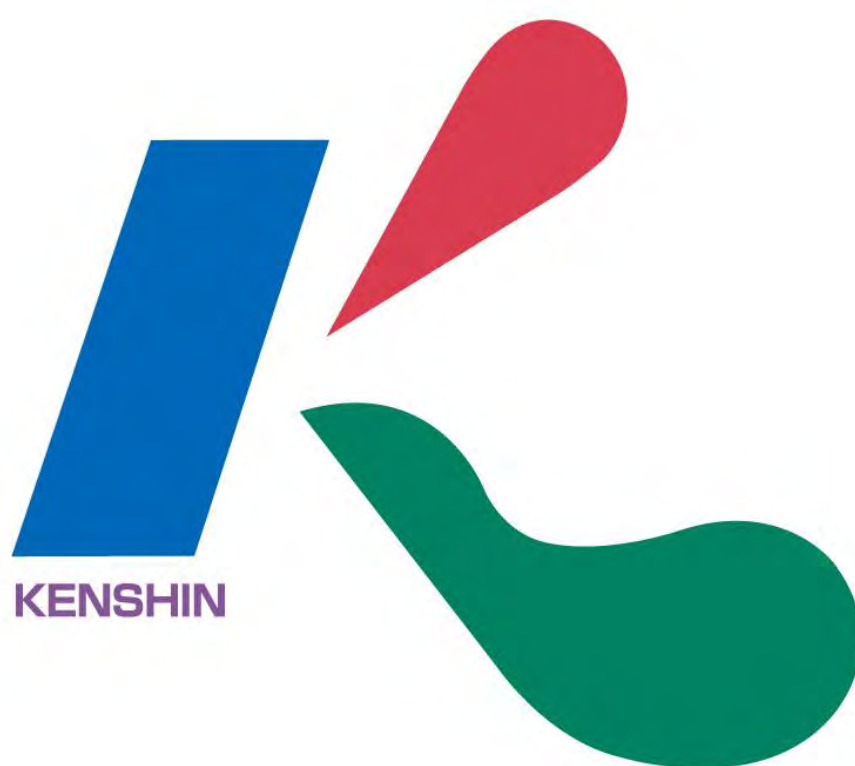
当組合は令和8年5月にホームページをリニューアルしました。

各種商品情報、店舗・ATM、手数料、金利情報など、お客様に役立つ情報を随時掲載しています。インターネットバンキングをご利用のお客さまはもちろんのこと、一般のお客さまもスマートフォンやタブレットからもアクセスしやすくなりましたので、是非ご覧ください。

今後も最新情報をスピーディーにお届けし、地域の皆さまのための便利な情報発信に努めてまいります。

- 2 ごあいさつ
- 3 けんしんの概要
- 4 令和7年度の業績
- 7 主要な事業
- 8 営業地域・
店舗ネットワーク
- 9 事業の組織
- 10 総代会制度について
- 14 役員
- 15 組合員・出資金の状況
- 16 沿革・歩み
- 18 法令等遵守の基本姿勢
- 19 リスク管理体制
- 20 小規模・中小事業者の
経営改善・地域活性化の取組
- 23 地域貢献
- 25 十店会活動
- 27 けんしんヤング十店会
- 28 地域の皆さまとのふれあい
「イベント」事業
- 29 みどりの街づくり運動
- 30 苦情に対する措置・
紛争解決のための措置等
- 31 資料編
- 67 主な手数料
- 70 営業のご案内

けんしんは今後も
地域と共に歩んでまいります。



福島縣商工信用組合